

第六十三回国会 農林水産委員会 議院 議 録 第二十七号

昭和四十五年五月十二日(火曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君

理事 飯谷 忠男君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 山田 太郎君

理事 赤城 宗徳君

理事 鹿野 彦吉君

理事 小山 長規君

理事 澁谷 直藏君

理事 田中 正巳君

理事 中尾 栄一君

理事 森下 元晴君

理事 山崎平八郎君

理事 角屋堅次郎君

理事 千葉 七郎君

理事 松沢 俊昭君

理事 瀬野栄次郎君

理事 合沢 栄君

理事 津川 武一君

出席國務大臣

農林大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

農林政務次官 渡辺美智雄君

農林省農林經濟局長 小暮 光美君

林野庁長官 松本 守雄君

通商産業省化学工業局長 山下 英明君

委員外の出席者

農林省農政局参事官 遠藤 寛二君

農林省農政局参事官 芳賀 貢君

通商産業省化学工業局化学肥料参事官 中沢 三郎君
農林水産委員会 調査室長 松任谷健太郎君

委員の異動

五月十二日

辭任

龜岡 高夫君

田澤 吉郎君

渡辺 肇君

同日

辭任

小沢 一郎君

森田重次郎君

山崎平八郎君

補欠選任

龜岡 高夫君

田澤 吉郎君

渡辺 肇君

本日

の會議に付した案件

肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二二号)(參議院送付)

林業種苗法案(内閣提出第一〇二一号)(參議院送付)

國有林野の活用に関する法律案(内閣提出第八〇号)

國が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外六名提出、衆法第三四号)

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案起草の件

○草野委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案、内閣提出、林業種苗法案、内閣提出、國有林野の活用に関する法律案及び芳賀貢君外六名提出、國が行なう民有林野の分収造林に

関する特別措置法案の各案を議題とし、順次趣旨説明を聴取いたします。渡辺農林政務次官。

肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案

肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案

肥料價格安定等臨時措置法(昭和三十九年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「五年以内」を「十年以内」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

農業及び肥料工業の現状にかんがみ、肥料の價格の安定と輸出の調整を図るため、肥料價格安定等臨時措置法の廃止期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

林業種苗法案

林業種苗法

(目的)

第一条 この法律は、種苗について優良な採取源の指定、生産の事業を行なう者の登録、配布の際の表示の適正化等に関する措置を定めることにより、優良な種苗の供給を確保し、もつて適正かつ円滑な造林を推進して林業生産の増大及び林業の安定的発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「種苗」とは、林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、芽、根及び苗木(幼苗を含む。以下同じ。)であつて、政令で定める樹種に係るものをいふ。

2 この法律において「生産事業」とは、配布の目的をもつて種苗を採取し、又は育成する事業をいい、「生産事業者」とは、生産事業を行なう者をいい、「配布事業」とは、他の者が採取し、又は育成した種苗を配布する事業をいい、「配布事業者」とは、配布事業を行なう者をいふ。

(育種母樹、普通母樹等の指定)

第三条 都道府県知事は、優良な種穂(種苗のうち、種子、穂木、芽又は根をいう。以下同じ。)の確保を図るため、農林省令で定める基準に従い、配布(配布のために苗木の育成を含む。次条第一項、第二十三条及び第三十二条第七号において同じ。)の目的のための優良な種穂の採取に適する樹木又はその集団を、育種により育成されたものにあつては育種母樹又は育種母樹林として、その他のものにあつては普通母樹又は普通母樹林として指定することができる。

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の基準の作成又は同項の規定による指定に当たつては、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の規定による全国森林計画及び地域森林計画、森林の現況等を参照し、優良な種穂の適切な供給が図られるように配慮しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、その指定をしようとする樹木又はその集団の所有者(所有権以外の権原に基づきこれらの樹木の使用又は収益をする者があるときは、その者を含む。以下「所有者等」という。)の意見をきかなければならない。

(特別母樹等の指定)

第四条 農林大臣は、優良な種穂の採取に適する樹木又はその集団を育成し、又は改良するため特に優良な種穂の確保を図る必要があるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、配布の目的のための特に優良な種穂の採取に適する樹

木又はその集團を特別母樹又は特別母樹林として指定することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、学識経験を有する者の意見をきくとともに、その指定をしようとする樹木又はその集團の所有者等の意見をきかなければならない。

(指定の公示等)

第五条 農林大臣又は都道府県知事は、特別母樹若しくは特別母樹林又は育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林(以下「指定採取源」と総称する。)を指定するときは、農林省令で定めるところにより、その旨を公示するとともに、その指定採取源の所有者等に通知しなければならぬ。

2 指定採取源の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

(指定採取源の保護又は管理のための命令等)

第六条 農林大臣は、特別母樹又は特別母樹林の指定目的を達成するため必要があるときは、その所有者等に対し、その保護又は管理に關し、必要な処置を講ずること又は有害な行為を行なわぬことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、育種母樹若しくは育種母樹林又は普通母樹若しくは普通母樹林の指定目的を達成するため必要があるときは、その所有者等に対し、その保護又は管理に關し、必要な処置を講ずること又は有害な行為を行なわぬことを指示することができる。

(指定採取源の伐採の制限)

第七条 特別母樹又は特別母樹林の所有者等は、これらの樹木を伐採してはならない。ただし、その指定目的を阻害するおそれがないものとして、農林省令で定めるところにより、農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 特別母樹又は特別母樹林の所有者等は、次の各号の一に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同項の許可を受けずにこれらの樹木を伐採することができる。この場合には、当該所有者等は、農林省令で定めるところにより、その旨を農林大臣に届け出なければならぬ。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

三 その他農林省令で定める場合

3 育種母樹若しくは育種母樹林又は普通母樹若しくは普通母樹林の所有者等は、これらの樹木を伐採しようとするとき(前項第二号に該当する場合)は、これらの樹木を伐採したときは、農林省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第八条 国は、特別母樹又は特別母樹林の所有者等に対し、特別母樹又は特別母樹林の指定によりその者が通常受けるべき損失を補償しなければならぬ。ただし、当該指定が所有者の申請に基づいてされた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、農林省令で定めるところにより、農林大臣にこれを請求しなければならぬ。

3 農林大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者にこれを通知しなければならない。

4 前項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

5 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(指定の解除)

第九条 農林大臣又は都道府県知事は、その指定に係る指定採取源について、その指定理由が消滅したときは、遅滞なく、その部分につきその指定を解除しなければならない。

2 農林大臣又は都道府県知事は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につきその指定に係る指定採取源の指定を解除することができる。

3 農林大臣は、第一項又は前項の規定によりその指定に係る指定採取源の指定を解除しようとするときは、関係都道府県知事及び学識経験を有する者の意見をきかなければならない。

4 第五条の規定は、第一項又は第二項の規定による指定採取源の指定の解除について準用する。

(生産事業者の登録)

第十条 生産事業を行なうとする者は、その住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、農林省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 生産事業の内容

三 事業所の名称及び所在地

四 生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所

五 生産事業の開始年月日

六 生産事業に従事する者で次項第三号イの講習会の課程を修了したものの氏名及び住所

七 その他農林省令で定める事項

3 都道府県知事は、前項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当する者である場合を除き、政令で定めるところにより、遅滞なく、その登録をしなければならない。

一 この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十五条第一項の規定により登録の取消を受けた日から二年を経過しない者

三 次に掲げる者以外の者

イ 都道府県知事が種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させることを目的として行なう講習会の課程を修了した者

ロ イに掲げる者以外の者であつて、その生産事業に従事する使用人その他の従業者としてイの講習会の課程を修了した者を置くもの(その置かれる当該講習会の課程を修了した者のすべてが前二号のいずれかに該当するものを除く。)

(講習会の開催及び修了証明書の交付)

第十一条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、毎年一回を常例として、前条第三項第三号イの講習会を開催しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第三項第三号イの講習会を開催した場合には、その講習会の課程を修了した者に対し、修了証明書を交付しなければならない。

(登録証の交付及び備付け等)

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録をしたときは、当該登録を受けた者に対し、次に掲げる事項を記載した登録証を交付しなければならない。

3 生産事業者は、農林省令で定めるところにより、第十条第二項各号に掲げる事項（登録証の記載事項に該当するもの及び同項第五号に掲げるものを除く。）に変更を生じたときは変更があつた事項及び変更の年月日を、生産事業を廃止したときはその旨及び廃止の年月日を都道府県知事に届け出なければならない。

（登録の失効）

第十四条 生産事業者が前条第三項の規定により生産事業を廃止した旨を届け出たときは、その登録は、その効力を失う。

2 前項の規定により登録がその効力を失つたときは、当該登録を受けた者は、遅滞なく、登録証を都道府県知事に返納しなければならない。

（登録の取消）

第十五条 都道府県知事は、生産事業者が次の各号の一に該当するときは、その者に係る登録を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反したとき。

二 不正な手段により登録を受けたとき。

三 第十条第三項第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録の取消しをしようとするときは、当該生産事業者に対し、あらかじめ、期日、場所及び取消しの原因たる事由を通知して、公開による聴聞を行ない、その者又はその代理人が証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項の規定により登録を取り消された者は、遅滞なく、登録証を都道府県知事に返納しなければならない。

（登録に関する公告）

第十六条 都道府県知事は、第十条第一項の登録をしたとき、第十四条第一項の規定により登録が失効したとき、又は前条第一項の規定により登録を取り消したときは、農林省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 登録番号
二 生産事業者の氏名又は名称及び住所
三 生産事業の内容
四 事業所の名称及び所在地

2 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により前項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつた旨の届出があつたときは、農林省令で定めるところにより、当該変更に係る事項を公告しなければならない。

（配布事業者の届出）
第十七条 配布事業者は、配布事業を開始したときは、その開始の日から三十日以内に、農林省令で定めるところにより、氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。次項において同じ。）、事業所の所在地その他農林省令で定める事項をその住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

2 配布事業者は、農林省令で定めるところにより、氏名及び住所、事業所の所在地その他農林省令で定める事項に変更を生じたときは変更があつた事項及び変更の年月日を、配布事業を廃止したときはその旨及び廃止の年月日を都道府県知事に届け出なければならない。

（生産事業者及び配布事業者の表示義務等）
第十八条 生産事業者は、その採取又は育成に係る種苗を配布するときは、農林省令で定めるところにより、当該種苗の容器又は包装の外部（容易及び包装を用いないものにあつては、各荷口又は各箇。次項において同じ。）に次に掲げる事項を表示した生産事業者表示票を添付しなければならない。ただし、農林省令で定める場合種苗の配布を受ける者に交付するときは、この限りでない。

一 生産事業者表示票という文字
二 種苗の樹種
三 生産事業者の氏名又は名称及び住所
四 種苗にあつてはその採取の場所及び採取した樹木が指定採取源である場合にはその種苗並びにその苗木の育成の場所（これらの場所及びその種苗が判明しない場合には、その旨）
五 その他農林省令で定める事項
2 配布事業者は、種苗をその容器若しくは包装を開き若しくは変更して配布するとき、容器若しくは包装のない種苗を容器に入れ若しくは包装して配布するとき、又は生産事業者表示票の添付されていない種苗を配布するときは、農林省令で定めるところにより、当該種苗の容器又は包装の外部に次に掲げる事項を表示した配布事業者表示票を添付しなければならない。ただし、農林省令で定める場合において、これらの事項を表示した書面を当該種苗の配布を受ける者に交付するときは、この限りでない。

一 配布事業者表示票という文字
二 前項第二号から第五号までに掲げる事項
三 前項第二号から第五号までに掲げる事項（生産事業者表示票の添付されていない種苗を配布する場合においてこれらの事項が判明しないときは、その旨）
3 生産事業者表示票又は配布事業者表示票には、第一項各号又は前項各号に掲げる事項、商標及び商号、荷口番号及び出荷年月日その他農林省令で定める事項以外の事項を表示し、又は虚偽の表示をしてはならない。第一項ただし書及び前項ただし書の書面についても、同様とする。

（表示義務等の違反に対する是正命令）
第十九条 都道府県知事は、生産事業者又は配布事業者が、前条第一項若しくは第二項の規定に違反して生産事業者表示票若しくは配布事業者表示票（以下「表示票」と総称する。）を添付せず若しくは同条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の書面（以下「表示書」という。）を交付しないで種苗を配布し、又は同条第三項の規定に違反して表示票若しくは表示書に同項に規定する事項以外の事項を表示し若しくは虚偽の表示をしたときは、当該生産事業者又は配布事業者に対し、その違反に係る種苗につき、表示票を添付し若しくは表示書を交付し、又は表示票若しくは表示書の表示を是正すべきことを命ずることができる。

（指定採取源からの採取に係る種苗の証明）
第二十条 農林大臣又は都道府県知事は、申請があつた場合には、農林省令で定めるところにより、種苗が指定採取源から採取されたものであること又は苗木が指定採取源から採取された種苗から育成されたものであることについての証明をすることが出来る。

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の証明をする場合には、農林省令で定める方法により、その職員に、その証明に係る事実を確認させなければならない。

3 第一項の証明は、農林省令で定めるところにより、その証明をする種苗に農林省令で定める様式の証明書を添付してしなければならない。

（表示票等の不正使用等の禁止）
第二十一条 何人も、表示票若しくは表示書又は前条第三項の証明書（以下「表示票等」という。）を偽造し、変造し、若しくは不正に使用し、又は配布された種苗につき、偽造し、若しくは変造した表示票等又は表示票等に紛らわしいものを添付し、若しくは交付してはならない。

2 他の生産事業者又は配布事業者の氏名、名称、商標若しくは商号又は他の種苗の樹種、銘柄その他これに類する事項を表示した容器又は包装は、その表示を消さなければ、何人も、種苗の容器又は包装として種苗を配布するために使用してはならない。

（種苗の採取についての努力義務）

第二十二条 生産事業者は、種苗を採取するとき、指定採取源から採取するように努めなければならない。

（種苗の採取の禁止等）

第二十三条 都道府県知事は、造林の適正かつ円滑な推進を図るため特に必要があるときと認めるとき、

きは、配布の目的をもつてする種穂の採取に關し、農林省令で定めるところにより、採取すべき時期を指定し、又は劣悪な種穂が採取されるおそれのある樹木若しくはその集団からの採取を禁止することができる。

(種苗の配布区域の制限)

第二十四条 農林大臣は、造林の適正かつ円滑な推進を図るため特に必要があると認めるときは、農林省令で定めるところにより、一定の区域(外国における一定の区域を含む。)において採取され、又は育成される種苗について気候その他の自然条件からみておおむねその樹木としての生育に適すると認められる区域を配布区域として指定することができる。

2 生産事業者及び配布事業者は、種苗につき前項の配布区域が指定されているときは、当該配布区域以外の区域を受取地として種苗を配布してはならない。ただし、林業の試験研究の用に供する場合その他特別の事情がある場合において農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(外国産種苗等に対する措置)

第二十五条 政府は、外国産の劣悪な種苗(林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木(幼苗を含む。))であつて、第二十一条第一項の政令で定める樹種以外の樹種に係るものを含む。以下この項において同じ。)が輸入されることにより、国内における造林の適正かつ円滑な推進についての著しい支障又は国内における林業の用に供される他の樹木の形質若しくは生育に対する著しい悪影響を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、種苗の輸入に關し、これらの事態を克服するため相当と認められる措置を講ずるものとする。

2 政府は、種苗の供給量がその需要量に比して著しく不足し、又は不足するおそれがある場合において、国内における造林の適正かつ円滑な推進を図るために必要な優良な種苗の供給を確保するため特に必要があるときは、種苗の輸出

に關し、相当と認められる措置を講ずるものとする。

(帳簿の備付け)

第二十六条 生産事業者及び配布事業者は、農林省令で定めるところにより、その事業所ごとに帳簿を備え、種苗を採取し、他の者から配布を受け、又は配布したときは、そのつど、帳簿に、その年月日、樹種、数量その他農林省令で定める事項を記載しなければならない。

(報告の徴収)

第二十七条 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定採取源の所有者等からその指定採取源に關し必要な事項の報告を求め、又は生産事業者若しくは配布事業者からその業務に關し必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査等)

第二十八条 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定採取源、生産事業者の事業所、配布事業者の事業所その他種苗の採取、苗木の育成、種苗の配布若しくは保管に關係がある場所に立ち入り、樹木若しくはその集団、種苗、その容器若しくは包装若しくは関係書類を検査させ、関係者に質問させ、又は種苗を分析検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立ち入り行うとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督処分)

第二十九条 農林大臣又は都道府県知事は、生産事業者又は配布事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に基づく処分を違反したときは、これらの者に対し、種苗の採取若しくは育成に關し必要な処置

を講ずべきことを命じ、又は種苗の配布を制限し、若しくは禁止することができる。

2 第十五条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(国及び都道府県の援助)

第三十条 国及び都道府県は、優良な種苗の供給を確保し、及びその普及を図るため、森林所有者、生産事業者及びこれらの者の組織する団体に對し、必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。

(罰則)

第三十一条 国が所有者等である指定採取源については第六条の規定、国又は都道府県が行なう生産事業及び配布事業については第十条から第十七条まで、第十九条、第二十六条、第二十九条及び次条から第三十五条までの規定は、適用しない。

2 国の機関が行なう行為については、第七条第一項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、農林大臣に協議しなければならない。

3 国の機関は、第七条第二項又は第三項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、その旨を農林大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

(罰則)

第三十二条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による命令に従わなかつた者

二 第七条第一項の規定に違反した者

三 第十条第一項の規定に違反して登録を受けないで生産事業を行つた者又は偽りその他不正の行為によりその登録を受けた者

四 第十八条第一項、第二項又は第三項の規定に違反した者

五 第十九条の規定による命令に従わなかつた者

六 第二十一条第一項の規定に違反して表示票

等を不正に使用し、若しくは配布される種苗につき表示票等に紛らわしいものを添附し、若しくは交付した者又は同条第二項の規定に違反した者

七 第二十三条の規定による指定に係る時期以外

の時期において配布の目的をもつて当該指定に係る種穂を採取した者又は同条の規定による禁止に従わなかつた者

八 第二十四条第二項の規定に違反した者

九 第二十九条の規定による命令、制限又は禁止に従わなかつた者

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項又は第三項の規定に違反した者

二 第十三条第一項、第二項若しくは第三項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

三 第二十六条の規定に違反して帳簿を備えず、又は必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

四 第二十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前二条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても各本条の罰金刑を科する。

第三十五条 第十二条第二項、第十四条第二項又は第十五条第三項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条第三項、第四条及び第十

一条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(林業種苗法の廃止)

2 林業種苗法(昭和十四年法律第十六号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この法律の施行の際現に生産事業を行なつては、この法律の施行の日から六十日間、第十條第一項の登録を受けず、生産事業を行なうことができる。その者がその期間内に同項の登録を申請した場合においてその期間を経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、同様とする。

4 この法律の施行の際現に配布事業を行なつては、この法律の施行の日から六十日間、第十條第一項の登録を受けず、配布事業を行なうことができる。その者がその期間内に同項の登録を申請した場合においてその期間を経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、同様とする。

5 この法律の施行の日から三十日以内とする。

(検討)

6 政府は、この法律の施行後の諸事情の推移に、生産事業者の登録に關し、事業協同組合、森林組合その他の者の組織する団体等による登録制度の導入等につき検討するものとする。

理由

最近における林業種苗の供給及び造林の実施の状況等にかんがみ、優良な種苗の供給を確保し、適正かつ円滑な造林を推進して林業生産の増大及び林業の安定的発展に資するため、種苗についての優良な採取源の指定、生産の事業を行なう者の登録、配布の際の表示の適正化等に関する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国有林野の活用に関する法律案

国有林野の活用に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、林業基本法(昭和三十一年法律第六十一号)第四條の規定の趣旨に即し、国有林野の所在する地域における林業の振興又は住民の福祉の向上の目的とする国有林野の活用を目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「国有林野」とは、国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野をいい、「国有林野の活用」とは、同法、国有財産特別措置法(昭和二十三年法律第七十三号)、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百四十九号)その他の法令の規定に基づき、国有林野を貸し付け、使用させ、交換し、売り払い、若しくは譲与し、国有林野の所管若しくは所屬替をし、又は国有林野につき部分林契約若しくは共用林野契約を締結することをいう。

2 この法律において「林業の構造改善」とは、農業構造の改善及び林業構造の改善をいい、「農業構造の改善」及び「林業構造の改善」とは、それぞれ、農業基本法(昭和三十一年法律第二百四十七号)第二条第一項第三号の農業構造の改善及び林業基本法第三条第一項第二号の林業構造の改善をいう。

(国有林野の活用)の推進
第三条 農林大臣は、国有林野の所在する地域における林業の振興又は住民の福祉の向上に資するため、国有林野の管理及び経営の事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払い、次の各号に掲げる国有林野の活用で当該各号に掲げる者を相手方とするもの(第一号に掲げる国有林野の活用にあつては、同号に掲げる者に売り払ふことを目的とする所屬替を含む。)を積極的に進めようとする。

一 農業構造の改善の計画的推進又は農業生産の選択的拡大の促進のための農用地(土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第一項に規定する農用地をいう)の造成の事業で農林省令で定めるものの用に供すること

二 前号に掲げる事業の用に供することを目的として譲渡された土地で林業経営の用に供されたいものに代わるべき土地として林業経営の用に供することを目的とする国有林野の活用

三 林業構造の改善の計画的推進のための小規模林業経営の規模の拡大その他の林業経営の近代化の事業で農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用

四 国有林野の所在する地域の市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住する者がある者が共同して行なう造林及び保育、家畜の放牧又は養畜の業務のための採草で農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用(前三号に掲げるものを除く)

五 国有林野の所在する地域の産業の振興又は

住民の福祉の向上のために必要な事業で公用、公共用又は公益事業の用に供する施設に關するものの用に供することを目的とする国有林野の活用

六 前各号に掲げるもののほか、国有林野の所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上のために必要な事業で山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第八條第一項の山村振興計画に基づくものの用に供することを目的とする国有林野の活用

農事組合、農協、農協同組合、森林組合、地方公共団体その他の農林省令で定める者

前項の規定による国有林野の活用は、当該国有林野の位置その他の自然的経済的諸条件からみて合理的なものであるとともに、当該国有林野の所在する地域の経済的又は社会的実情を考慮し、かつ当該地域の住民の意向を尊重したものでなければならない。

(国有林野の活用)の推進
第四条 農林大臣は、前条第一項の規定による国有林野の活用につき、その推進のための方針、適地の選定方法その他当該活用の実施に關する基本的事項を定め、これを公表しなければならない。

(国有林野の活用)の適正な実施
第五条 農林大臣は、第三条第一項各号に掲げる者から当該各号に掲げる国有林野の活用を受けたい旨の申出があつたときは、必要な現地調査を行なつて、すみやかに当該活用の適否を決定するとともに、当該活用を行なうに当たつては、次項の規定によるほか、用途を指定する等当該活用に係る土地の利用が当該活用の目的に従つて適正に行なわれるようにするための必要な措置を講じなければならない。

農林大臣は、第三条第一項の規定による国有林野の活用により土地の売却をする場合には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百

五 国有林野の所在する地域の産業の振興又は

七十九条の定めるところにより、買戻しの期間を当該買戻しの日から十年を経過する日までの期間とする買戻しの特約をつけなければならない。

3 農林大臣は、前項の売払いに係る土地につき、次の各号に掲げる場合（土地収用法昭和二十六年法律第二百九十九号）によつてその土地が収用された場合その他農林省令で定める場合を除く）に限り、同項の特約に基づき買戻権を行使することができる。

- 一 指定された期日までに指定された用途に供されなかつたとき。
- 二 指定された用途に供された後指定された期間内にその用途が廃止されたとき。

（国有林野の活用を受けた者の義務）

第六条 第三条第一項の規定による国有林野の活用を受けた者は、当該活用の目的に従つて、当該活用に係る土地の利用を適正に行なうとともに、その利用の増進に努めなければならない。

（延納の特約）

第七条 農林大臣は、第三条第一項の規定による国有林野の活用で同項第一号から第三号までに掲げるものに該当する土地の売払い又は当該活用に伴う立木竹の売払いをする場合において、当該売払いを受ける者がその代金を一時に支払うことが困難であると認めるときは、国有財産法第三十一条第一項の規定にかかわらず、確実な担保を徴し、利息を附し、二十五年以内の延納の特約をすることができ、この場合には、同条第二項及び第三項（同項第二号を除く）の規定を準用する。

（収入の使途）

第八条 第三条第一項の規定による国有林野の活用により行なう国有林野の交換、売払い、所管換又は所屬替による収入は、予算で定めるところにより、次の各号に掲げる経費の財源に充てるものとする。

- 一 森林経営の用に供することが適当な民有林野（地方公共団体の所有に属するものを含

む。以下同じ。）で国有林野とあわせて経営することを相当とするものの買入れに要する経費

- 二 国土の保全上必要な民有林野で国有林野とあわせて経営することを相当とするものの買入れに要する経費
- 三 前二号に掲げる民有林野を交換により取得する場合における交換に要する経費
- 四 前各号の買入れ又は交換により取得した森林原野に係る林道の開設その他林業生産基盤の整備に要する経費

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上のための国有林野の活用適正かつ円滑な実施の確保を図るため、これについての国の方針を明らかにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案

国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案

（目的）

第一条 この法律は、林業の自然的経済的社会的制約により造林が十分に行なわれていない民有林野を効率的に利用するため、すみやかに造林を行なう必要があると認められる民有林野について、契約により国が造林を行ない、もつて森林生産力の増進を図り、あわせてその所在する地域の振興と国土の保全その他森林の有する公益的機能の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「民有林野」とは、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第三項に規定する民有林をいう。

2 この法律において「造林」とは、人工植栽の方法により森林を造成することをいう。

3 この法律において「国営分収造林契約」とは、国が、民有林野につき、地上権の設定を受けて造林を行ない、その造林による収益をその所有者と分収する条件でその者と締結する契約をいう。

4 この法律において「造林地」とは、国営分収造林契約に基づき造林を行なう土地をいう。

（国営分収造林計画）

第三条 農林大臣は、森林法第四条に規定する全

2 国営分収造林計画においては、国営分収造林契約に基づいて行なう造林の目標及び造林の事業の量について定めるものとする。

3 農林大臣は、国営分収造林計画をたてようとするときは、中央森林審議会の意見をきかなければならない。

4 農林大臣は、国営分収造林計画をたてたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 農林大臣は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、国営分収造林計画を変更することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

（造林実施地域の指定等）

第四条 農林大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、中央森林審議会の意見をきいて、自然的経済的社会的制約により造林が十分に行なわれていない地域であり、かつ、すみやかに造林を行なうことが必要であると認められる地域を造林実施地域として指定することができる。

2 農林大臣は、造林実施地域を指定したときは、遅滞なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

3 農林大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、その全部又は一部につき造林を行なう必要がなくなつたと認められる造林実施地域について、中央森林審議会の意見をきいて、造林実施地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 前項に定める場合のほか、農林大臣は、その全部又は一部につき造林を行なう必要がなくなつたと認める造林実施地域について、中央森林審議会及び関係都道府県知事の意見をきいて、造林実施地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。

5 関係都道府県知事は、第一項若しくは第三項の申請をしようとするとき、又は前項の規定により意見を申し出ようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

（国営分収造林契約の締結）

第五条 農林大臣は、造林実施地域内に存する民有林野の所有者が一人又は数人共同して国営分収造林契約を締結したい旨の申出をした場合において、当該申出に係る民有林野が次の各号に掲げる要件（地方公共団体が所有する民有林野にあつては、第二号に掲げる要件を除く）のすべてをみたすときは、当該民有林野の所有者を相手方として国営分収造林契約を締結することができる。

- 一 すみやかに造林を行なう必要があると認められること。
- 二 政令で定める理由により、当該民有林野について自ら造林を行なうことが困難であること。
- 三 政令で定める理由により、当該民有林野について分収造林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）に規定する分収造林契約によつて造林を行なうことが困難であること。
- 四 当該民有林野が一団地を形成していること。

又は一団地を形成していないが相互に近接しており、一の造林事業により技術上経済上効率的に造林を行なうことができること。

五 当該民有林野の面積（当該民有林野が一団地を形成していない場合にあっては、これらの民有林野の面積を合計した面積）が政令で定める面積以上であること。

（国営分収造林契約の内容）

第六条 国営分収造林契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 造林地の所在及び面積

二 当該契約の存続期間

三 地上権の設定に関する事項

四 植栽すべき樹種

五 植栽の予定期間

六 手入れの方法

七 主伐の予定期間

八 収益を分収する割合

九 造林に関する費用の負担に関する事項

十 その他必要な事項

（持分等）

第七条 国営分収造林契約による造林に係る樹木は、国と当該造林地の所有者との共有とし、その持分は、当該契約に定められた収益を分収する割合によるものとする。

二 造林に着手した後天然に生じた樹木は、国営分収造林契約による造林に係る樹木とみなす。造林に着手する前から存在した樹木であつて造林に係る樹木とともに生育させたものも、同様とする。

三 根株は、造林地の所有者の所有とする。ただし、国営分収造林契約において別段の定めをすることができる。

四 国営分収造林契約による造林に係る共有の樹木については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六条（共有物の分割請求）の規定は、適用しない。

（収益を分収する割合等）

第八条 造林地の収益を国及び造林地の所有者が

分収する割合は、それぞれ十分の五を標準とし、地代、造林費等を参酌して当該契約で定める。

二 造林地の収益の分収は、その樹木の売却代金をもつてする。ただし、営林局長と造林地の所有者との協議により、材積をもつてすることができる。

三 国営分収造林契約による造林に係る樹木に關し、第三者から賠償金その他の金銭を受けたときは、当該金額からその請求に要した費用を控除した額を収益を分収する割合によつて分収する。

（林産物の採取）

第九条 造林地の所有者は、造林地について、次に掲げる林産物を採取することができる。

一 下草、落葉及び落枝

二 木の実及びきのこ類

三 手入れのため伐採する枝

四 植栽後二十年以内において手入れのため伐採する樹木

（処分制限）

第十条 造林地又は第七条の規定による持分の譲渡は、農林大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。

（造林地の貸付け等）

第十一条 営林署長は、公用、公共用若しくは公益事業のため必要があるとき、又は造林地の経営に支障がないときは、造林地を貸し付け、又は使用させることができる。この場合における貸付料又は使用料は、造林地の所有者の収入とする。

（国営分収造林契約の解除）

第十二条 農林大臣は、次の各号の一に該当する場合に、国営分収造林契約の全部又は一部を解除することができる。

一 造林地の所有者が自ら造林地の経営をしやうとする場合において経営の能力が確実であると認めるとき。

二 契約の目的を達することができないと認め

たとき。

三 造林地の所有者が造林地又は第七条の規定による造林に係る樹木の持分の譲渡につき、第十条の規定による承認をするとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める事由があるとき。

第十三条 前条の規定により国営分収造林契約を解除した場合に、直ちに、収益の分収を行なわなければならない。

二 前条第一号又は第三号の規定により国営分収造林契約を解除した場合には、造林地の所有者は、農林大臣の指定に従い、国営分収造林契約による造林に係る樹木について国の有する持分の価額に相当する金額を支払わなければならない。ただし、その金額が当該造林地の造林のために国が支出した金額とこれに対する複利計算の方法により年五パーセントの利率で計算した利息に相当する金額との合計額に達しないときは、その合計額を支払わなければならない。

三 造林地の所有者は、前項の規定による金額を支払つたときは、国営分収造林契約による造林に係る樹木について国の有する権利を取得する。

（国営分収造林契約に係る造林事業に関する費用の繰入れ）

第十四条 政府は、国営分収造林契約に係る造林事業の業務の執行に要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

（施行手続等の農林省令への委任）

第十五条 この法律に別段の定めがあるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、農林省令で定める。

附 則

一 この法律は、公布の日から施行する。

（国営分収造林契約の締結）

二 この法律による国営分収造林契約は、この法律の施行の日から起算して十五年を経過した日以後は、締結することができない。

（国有林野事業特別会計法の一部改正）

三 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及びその附帯業務」を、「国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法（昭和四十五年法律第 号）第五条の契約により行なう事業及びこれらの附帯業務」に改める。

（農林省設置法の一部改正）

四 農林省設置法（昭和二十四年法律第五百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第十九号及び第六十号並びに第五十八条第一項中「及び公有林野等官行造林地」を、「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第六十一条第四号中「公有林野等官行造林地」の下に「及び民有林野国営分収造林地」を加える。

第六十三条第一号及び第二号中「及び公有林野等官行造林地」を、「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第六十五条第一項中「森林法」の下に「及び国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法（昭和四十五年法律第 号）」を加える。

第六十七条第一号及び第三号並びに第七十条第一項第一号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を、「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

（分収造林特別措置法の一部改正）

五 分収造林特別措置法の一部を次のように改正する。

第一条中「国有林野法」を「国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法（昭和四十五年法律第 号）」第五号（国営分収造林契

約の締結)の契約及び国有林野法に改める。

理由

林業の自然的経済的社会的制約により国有林野の造林が十分に行なわれていない実情にかんがみ、すみやかに造林を行なう必要があると認められる国有林野について、契約により国有造林を行ない、もつて森林生産力の増進を図り、あわせてその所在する地域の振興と国土の保全その他森林の有する公益的機能の確保に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十五年度約五億円、平年度約百億円であり、じ後通増する見込みである。

○渡辺政府委員 肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

肥料価格安定等臨時措置法は、その制定以来、肥料価格の安定、肥料の輸出調整等についておむね所期の効果をあげてまいりました。

この法律は、昭和四十四年七月末日までに廃止することとされておりますが、最近におけるわが国農業の実情及び肥料の輸出市場の状況にかんがみ、なおこの法律を存続する必要があると考えられます。

すなわち、農業の基礎資材としての肥料の重要性はいまさら言うまでもありませんが、特に総合農業を推進し、農産物の価格安定、農業所得の確保等をはかる上としております現在、肥料価格の安定措置の継続をはかる必要性が従来にも増して高まってきたと考えるのであります。

一方、世界的な設備大型化の進展を背景として、肥料の輸出をめぐる国際競争は、ますます激化しており、輸出の一元化と国内需要の安定的確

保をはかる措置が引き続き必要と考えられるのであります。このような内外の諸事情に対処して肥料工業の側におきましては、徹底した合理化をはかるため、現在設備の大型化を中心とする構造改善を推進しているところであります。

以上のような状況にかんがみまして、引き続き国内需要の確保、肥料価格の安定、輸出の一元化などの措置をとるものとし、この法律を廃止すべき期限を五年間延長しようとするものであります。

なお、この法律案は第六十一回国会に提出いたしました肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案と同一内容のものであります。

以上が肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案の趣旨でありまして、何とぞ慎重御審議くださいますようお願いいたします。

次に、林業種苗法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

林業生産の増大と林業の安定的発展をはかるためには、優良な林業種苗による造林を進めることが必須の要件であります。特に、最近においては国内林業生産の停滞と木材輸入の増大に対処して国内林業生産力の増強をはかることが強く要請されておられ、この一環として優良な林業種苗による適正かつ円滑な造林の推進を確保することが急務となっております。

また、現行法が昭和十四年に制定されてからすでに三十年余を経過し、その間に林業種苗の生産、流通の状況、造林の実施状況その他林業種苗を取り巻く諸事情は、著しい変化を見ているのであります。すなわち、林業種苗は産地の表示のないまま取引されるのが通例でありましたため、最近における造林地の奥地化、種苗流通圏の広域化等に伴い、産地の明らかでない苗木が遠隔の環境不適地に植栽され、あるいは不良な種苗が造林に供される等によって、少なからぬ地域において幼齡結実、樹木の成育不良、凍害の多発等の事態が発生しております。

そこで、このような事態を防止する措置を緊急に講じ、優良な林業種苗の質量両面の供給を確保する必要があるため、現行林業種苗法を全面的に改め、林業種苗についての優良な採取源の整備、生産事業者の登録、配布する種苗への産地の表示の義務づけ等の措置を内容とする林業種苗法の制定を行なうこととし、この法律案を提出した次第であります。

以下この法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、配布用の優良な種苗の採取に適する林分を指定採取源として整備し、その適切な保護管理をはかることとしております。

第二に、種苗の生産事業者について、都道府県知事の登録を受けなければならないこととし、この登録は、都道府県知事による種苗の生産、流通等に関する講習会の受講を要件としております。

第三に、生産事業者及び配布事業者は、配布する種苗にその産地その他必要な事項を表示しなければならないこととしております。

第四に、都道府県知事による種苗の採取時期の指定及び不良な種苗の採取禁止、農林大臣による種苗の配布区域の指定並びに種苗の輸出入につき一定の事態が生ずる場合に政府が所要の措置を講ずべきことの規定を設けております。

以上のほか、優良な種苗の供給の確保及び普及をはかるための国及び都道府県の監督、指導その他の援助について定めております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決いただきますようお願いいたします。

次に、国有林野の活用に関する法律案につきましても、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

国有林野は、その面積においてわが国の森林面積の約三分の一、国土面積に対しても二割余を占め、国土の保全、林産物の需給及び価格の安定等に大きな役割りを果たすとともに、従来からも社

会経済情勢の推移に即応して、地元住民の要請に応じた貸し付け、売り払い、部分林または共用林の設定等によって地元産業の振興と地元住民の福祉向上に寄与してまいりました。

しかしながら、近年、わが国の目ざましい経済発展の中で、農山村からの急速な労働力の流出が見られる等わが国の農林業はきわめてきびしい条件のもとに立たされることになり、ここに農林業の零細な経営規模を拡大する等その構造の改善と農山村地域の振興をはかるための施策を一そう強力に推進することが要請されるに至っております。

このように要請にこたえるため、この際、国有林野の活用を積極的に推進することとし、このため林業基本法の規定の趣旨に従い、積極的に行なうべき国有林野の活用を内容的に示すとともに、これらの活用を行なうに当たつての国の基本的態度を明らかにすること等により、国有林野の活用の適正円滑な実施の確保をはかることとした次第であります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。次にこの法律案の主要な内容につきまして御説明いたします。

第一は、農林大臣が国有林野の管理及び経営の事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払いつつ積極的に行なうべき国有林野の活用につきましても、その活用の種類等を明らかにしたことであり、すなわち、その一は農業構造の改善等のための国有林野の活用、その二は農業構造の改善等のために譲渡された土地の代替地に供するための国有林野の活用、その三は林業構造の改善のための国有林野の活用、その四は国有林野の所在する住民が共同して行なう造林、家畜の放牧等のための部分林または共用林野の設定のための国有林野の活用、その五は国有林野の所在する地域における公用、公共用または公益事業の用に供するため

の国有林野の活用、その六は山村振興計画に基づき事業の用に供するための国有林野の活用であります。

第二は、農林大臣は、国有林野の活用につきま
して、その推進のための方針、適地の選定方法そ
の他活用の実施に関する基本的事項を定め、これ
を公表すべきこととしたこととあります。

第三は、農林大臣は、国有林野の活用の適正な
実施をはかるため、活用の事務をすみやかに
行なうとともに、活用に当たっては、その用途を指定
する等その土地の利用が適正に行なわれるように
するための必要な措置を講ずべきこととし、特に
売り払いをする場合には十年をその期間とする買
戻しの特約をつけなければならないこととした
こととあります。

第四は、農林業の構造改善のための国有林野の
活用の円滑な実施をはかるため、そのような国有
林野の活用として、土地等の売り払いをする場合
には、二十五年以内の延納の特約をすることがで
きることをとしたこととあります。

第五は、国有林野の売り払い等による収入は予
算で定めるところにより、森林経営の用に供する
ことを相当とするものの買入れ等に要する経費
の財源に充てることとしたこととあります。

なお、この法律案は第五十八通常国会に提出
し、第六十一通常国会において審議未了になりま
した国有林野の活用に関する法律案につき、同国
会の衆議院農林水産委員会において行なわれた売
り払いに際しつづけるべき買戻しの特約及び売り
払い等による収入の使途に関する修正どおりの修
正を施し、再度提案いたしましたものであります。

この法律案の提案理由及び主要な内容は、おお
むね以上のおおであります。何とぞ慎重審議
の上、すみやかに御可決くださいますようお願い
申し上げます。

○草野委員長 芳賀貴君。

○芳賀委員 ただいま議題となりました芳賀貴外
六名提出にかかると国有林野の分収造林
に関する特別措置法案につきまして、その提案の
理由及び主要な内容を説明申し上げます。

わが国の森林は、国土保全及び水資源の確保、
国民の保健休養などの公益的機能を確保し、木材

その他の林産物を持続的に供給する等、国民経済
の発展、国民生活の安定をはかる上できわめて重
要な使命をなっております。

しかしながら、わが国の急峻な山岳地形と森林
の乱伐から風水害は年々増加の傾向にあり、一
方、社会経済の発展に伴い国民の飲料水及び工業
用水等の需要の増大に対応して、水資源の確保を
はかる森林の公益的機能の充実をはかることがま
ず必要となつてきております。

また、木材の需要は、いわゆる高度成長のもとで
薪炭需要の決定的な没落はありましたが、住宅産
業及び紙パルプ産業の異常な拡大発展につれて昭
和三十五年の五千七百立方メートルから四十五
年推定一億立方メートルへと飛躍的に増大してお
ります。他方、国内生産は三十年、五千万立方
メートル前後で低迷し続け、昭和四十三年以降五
千万立方メートルを大きく割り、停滞から減少へ
の傾向を一段と強めております。このような供給
不足から外国からの木材輸入は年々増大し、木材
の国内需要に占める比率は昭和三十五年の一四
年から四十五年には五二％となり、輸入材の総量は
三十五年の七百五十万から四十五年は五千二百
立方メートルと推定されております。わが国は、
国土総面積の六八％、二千五百二十万ヘクタール
の森林を持つ世界でも有数の森林国でありなが
ら、この日本が今日、世界第一位の木材輸入国に
転落したのであります。しかも、四十三年の木材
製品の輸出実績四百億円が示すように輸入木材の
ほとんどが国内消費のためのものであります。昭
和四十三年の木材輸入金額四千四百億円が示すよ
うに急増する木材輸入は当然の帰結として国際収
支の面に重大な影響をもたらすことは必至であり
ます。最近の輸出国における丸太輸出制限に伴
う製材加工品の輸入増は、中小零細企業の多いわ
が国木材加工産業に大きな脅威をもたらしてある
ことも見のがすことはできません。

以上のような国内生産停滞、減少の要因は大山
林所有者を中心とする財産保持的な切り惜しみ、
林道の未整備、労働力不足もありますが、何と

いってもわが国森林資源の決定的な不足によるも
のであります。戦時・戦後から今日にかけての生長
量を度外視した乱伐と造林不足が今日の資源不足
をもたらしたものであります。人工林率三三％が
そのことを端的に示しております。

森林は、いまさら言うまでもなくことし植えた
来年初めるといふものではなく、投下資本の回
収まで少なくとも四十年、五十年という長年月を
要するものであります。それだけに長期の見通し
の上に立つた林業政策の展開が必要になるのであ
ります。

政府が四十一年四月、閣議決定の上発表された
「木材需給の長期見通し」が昭和九十年までの五十
年間を見通した長期計画を策定したゆえんもここ
にあつたものと思ひます。この長期計画は、国が
本腰を入れた林政を展開し、二千五百万ヘクタール
の森林の高度利用をはかるとすれば、今後の木
材需要が五〇％近く伸びても十分、国内生産に
よつて充足できることを明らかにされております。

しかるに、造林面積は、昭和三十六年をピーク
に年々減少を続け、特に国有林の造林の減少が目
立ち、昭和三十六年の三十三万八千ヘクタールを
ピークに四十三年には二十六万五千ヘクタールへ
と大幅に落ち込み、計画との対比においても八
一％となつてゐるのであります。このような実態
を見ると、「木材需給の長期見通し」の自給率を
高める前提となつております人工林面積千三百万
ヘクタールの達成は不可能となることは明らかで
あります。

このように、造林が進まない最大の原因は、林
道の未整備及び労働力不足に加え、資金の余裕が
ないこととあります。確かに、今日の国の造林施
策は、補助造林制度、融資制度による助成の措置
がとられておりますが、市町村自治体や小面積所
有林家は、苗木代にも満たない補助金や資金の融
資を受けても利子の支払い及び伐採前償還は資金
力の面から自力造林はきわめて困難な実態に置か
れておるのであります。

このようにながら森林業の現状に対処し、森林生
産力の増強と地域の振興並びに国土保全等の公益
的機能の確保に資するため、国有林野事業の技
術、労働力及び資金を活用して国有林野に対する
国営分収造林の制度を創設することによつて、十
五年間に百万ヘクタールを目標として国営分収造
林を実施するため、この法律案を提出した次第で
あります。以下この法律案の主要な内容について
御説明申し上げます。

第一は、国営分収造林計画に関する規定であり
ます。

国有林野の造林は、林業基本法第十条に規定す
る森林資源に関する基本計画及び森林法第四条に
規定する全国森林計画等によつて計画されてお
りますが、これをさらに強力に推進するため、農林
大臣はこの全国森林計画に即して、明年度以降十
五年間に実施すべき国営分収造林契約に基づいて
行なう国営分収造林計画を立てなければならぬ
こととしたしております。

この計画におきましては、国営分収造林契約に
基づいて行なう造林の目標及び造林の事業の量に
ついて定め、農林大臣はこの計画を立てようとし
るとき中央森林審議会の意見を聞かなければなら
ないこととしております。

第二は、造林実施地域に関する規定でありま
す。

農林大臣は、関係都道府県知事の申請に基づ
き、中央森林審議会の意見を聞いて自然的・経済的
社会的制約によつて造林が十分に行なわれてお
らず、またすみやかに造林を行なうことが必要であ
ると認められる地域を造林実施地域として指定す
ることができ、さらに、知事がこの申請をしよう
とするとき等はあらかじめ都道府県森林審議会及
び関係市町村長の意見を聞かなければならないこ
とをいたしてあります。

第三は、国営分収造林契約の締結についての規
定であります。

まず、農林大臣は、造林実施地域内に存する国有
林野であつて、一定の理由によりみずから造林を

行なりとも、分収造林特別措置法に規定する分収造林契約によつて造林を行なうことも困難である一定面積以上のものについて、その所有者から申し出があつたときは、当該所有者を相手方として国営分収造林契約を締結することができるとしてあります。この場合市町村有林等地方公共団体が所有するものにあつては、国営分収造林を推進するため要件を大幅に緩和し、一定面積以上のものについて国営分収造林契約を締結することができるとしてあります。また、小面積の所有者に対しては、国が国営分収造林契約を締結できる道を開くため、共同して申し出をした場合の契約をするなどできる要件を定めてあります。さらに、国営分収造林契約の内容等の規定を設けておりましたが、特に収益の分収割合はそれぞれ十分の五を標準とすることにしております。

第四は、国営分収造林契約にかかる造林事業に關する費用についてであります。

国営分収造林事業特別会計の性格及び財務事情を考慮し、政府は、国営分収造林契約にかかる造林事業の業務の執行に要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から国営分収造林特別会計の国営分収造林事業勘定に繰り入れるものとしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○草野委員長 引き続き内閣提出、三法律案について補足説明を聴取いたします。遠藤農政局参事官。

○遠藤説明員 肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして若干補足して御説明申し上げます。

肥料価格安定等臨時措置法は、臨時肥料需給安定法及び確安工業合理化及び確安輸出調整臨時措置法のいわゆる肥料二法廃止後の措置といたしまして、内需の優先確保、国内価格の安定及び輸出体制の一元化を骨子として定められた法律であります。第一の内需優先確保の措置といたしまして

は、国内需給上海乱が生じないよう需給見通しに基づき輸出を規制することとし、国内農業者に不安を与えないよういたしてゐるのであります。第二の肥料の国内価格の安定をはかるための措置といたしましては、肥料の生産業者と販売業者との間の自主的な価格取りきめが実施されておりますが、政府はこの取りきめに必要な資料を交付すること等によつて価格取りきめが円滑に行なわれるよう措置いたしてあります。第三に、肥料の輸出体制の一元化をはかる措置といたしましては、日本確安輸出株式会社は確安の輸出を一元化に行なわせることとしてゐるのであります。

肥料価格安定等臨時措置法は、昭和三十九年に制定されて以来、おおむね所期の効果をあげてまいりました。

この法律に基づき生産業者と販売業者の間で取りきめられた確安価格につきましては、農業者の強い要望と生産業者の合理化努力が反映して五カ年間に相当の値下げが行なわれたのであります。一方、肥料需給につきましては、需給見通しの適切な運用により、需給上何ら問題なく推移し、国内需要への安定的供給と輸出の振興に寄与してきたところであります。

この法律は、昭和四十四年七月末日までに廃止するものとされておりますが、最近における農業及び肥料工業の実情にかんがみ、なお、存続する必要があるものと考えられます。

まず、農業側の事情といたしましては、総合農業を推進し、農産物の価格安定、農業所得の確保等をはかるうとしております現在、主要生産資材としての肥料の価格安定措置を継続する必要があるにも増して高まつてきてゐると思はれるのであります。

輸出面の事情といたしましては、最近における国際競争の激化があげられます。すなわち、西欧の窒素肥料輸出カルテルの輸出攻勢から国際市場における輸出価格は次第に低下し、わが国もこれに対抗するためやむなく追随してゐるのであります。したが、国際価格は、世界的な設備大型化の進展と

相まつてしばらくの間変動するものと考えられ、わが国においてもこれに対処して、現在設備大型化を推進しつつあるところであります。このような状況のもとでは国内価格の安定とあわせて輸出体制の一元化をはかる措置の継続が強く望まれるのであります。

以上のような諸情勢下にあつては、まず国内需と輸出の摩擦を調整して、肥料の時期的地域的需給の円滑化をはかり、さらに、国内価格の安定をはかることによつて農家経済の改善と肥料工業の合理化を円滑に遂行し、また、輸出競争の激化に対応して輸出体制の一元化をはかる等の諸措置が引き続き必要と認められるところであります。

したがいまして、昭和四十四年七月末日までに廃止するものとされておりますその期限を五年間延長することとした次第であります。

なお、本法案は第六十一回国会に提出いたしました肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案と同一内容のものであります。肥料価格安定等臨時措置法を廃止すべき期限はすでに経過しており、現在暫定的な運用を行なつてゐるところでありますので、肥料の価格安定、肥料の輸出調整等同法による諸措置の適正かつ円滑な実施を確保するためには、この法案の早期成立が待たれてゐるところであります。

以上をもちまして、肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案についての補足説明を終わります。

○草野委員長 松本林野庁長官。

○松本(守)政府委員 林業種苗法案提案理由の補足説明を申し上げます。

本法案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容について補足して御説明申し上げます。

まず、第三条から第九条までの規定においては、優良な苗木の供給に不可欠な優良な種穂の採取に適する林分を指定し、その適切な保護管理をはかるため、指定採取源の制度について規定して

おります。

すなわち、都道府県知事は、森林計画及び森林現況等を参照して優良な配布用種穂の採取に適する林分を、育種により育成されたものは育種母樹林として、その他のものは普通母樹林として指定することができるとし、これらの樹木を所有者等が伐採するときは都道府県知事に届け出なければならぬこととしてあります。また、農林大臣は、育種母樹林等の確保または改良に供される特に優良な種穂の採取に適する林分を特別母樹林として指定することができるとし、これらの樹木は原則として伐採を禁止するとともに所要の補償を行なうこととしてあります。

次に、第十条から第十七条までの規定におきましては、種苗の生産事業者の登録制度及び配布事業者の届け出について規定してあります。

まず、種苗の生産事業者の適切な運営を確保し、あわせて指定採取源制度及び種苗の産地表示制度の実効を期するため、種苗の生産事業者の登録制度を設けることとしてあります。すなわち、生産事業者は、その事業に關し都道府県知事の登録を受けなければならないこととし、この登録は、都道府県知事が種苗の生産、流通等に關し必要な知識を修得させることを目的として行なう講習会の課程を修了した者またはその者を従業者として置く者について行なうこととしてあります。なお、生産事業者がこの法律の規定に違反したとき等には、登録を取り消すことができることとしてあります。

また、種苗の配布事業者については、その事業に關し必要な事項を都道府県知事に届け出なければならぬこととしてあります。

次に、第十八条から第二十一条までの規定においては、種苗の産地等の表示及び行政庁による証明制度を規定してあります。

表示の制度としましては、産地の明らかでない種苗の環境不適地への植栽を防止し、種苗が有する環境適応性等にふさわしい造林地への使用を確保するため、生産事業者は種苗を配布するとき、種苗の採取または育成の場所及びそれが指定

採取源であるときはその旨その他一定事項を当該
種苗に表示しなければならないこととしておりま
す。配布事業者が種苗の包装等を変更して配布す
るとき等にも、同様の表示をしなければならない
こととしております。証明制度としましては、農
林大臣または都道府県知事は、種苗が指定採取源
から採取されたものであることまたは苗木が指定
採取源から採取された種苗から育成されたもので
あることを一定の方法により証明することができ
ることとしております。

次に、第二十二条から第二十五条までの規定に
おきましては、種苗の採取、配布等に関する一定
の制限等を規定しております。

第一に、種苗の生産事業者は、指定採取源から
種苗を採取するようにつとめなければならないこ
ととしております。

第二に、都道府県知事は、種苗を採取すべき時
期を指定し、または不良な種苗が採取されるおそ
れのある林分からの採取を禁止することができ
ることとしております。

第三に、農林大臣は、一定区域において採取、
育成される種苗についておおむねその樹木とし
ての生育に適すると認められる区域を配布区域と
して指定することができることとし、生産事業者等
は、原則として配布区域以外を受け取り地として
種苗を配布してはならないこととしております。

第四に、政府は、外国産の劣悪な種苗が輸入さ
れることにより国内における造林の推進に著しい
支障が生ずる場合または種苗の供給量がその需要
量に比し著しく不足する場合において必要がある
ときは、種苗の輸入または輸出に関し、相当と認
められる措置を講ずるものとすることと規定して
おります。

以上のほか、農林大臣または都道府県知事によ
る報告の徴収、立ち入り検査、監督処分等の規定
を設けることとしており、あわせて優良な種苗の
供給の確保及び普及をはかるため、国及び都道府
県が森林所有者、生産事業者及びこれらの者の組
織する団体に対し、助言、指導その他の援助を行

なうようにつとめるものとすることと規定してお
ります。
以上をもちまして、本法案についての補足説明
を終ります。

引き続きまして、国有林野の活用に関する法律
案につきまして、提案理由を補足して御説明申し
上げます。

本法案を提案いたしました理由につきましまして
は、すでに提案理由説明において申し述べました
ので、以下その内容を御説明申し上げます。

第一は、この法律の目的で、第一条に規定して
あります。先に提案理由でも申し述べましたよう
に、この法律は、林業基本法第四条の規定の趣旨
に即し、国有林野の所在する地域における農林業
の構造改善その他産業の振興または住民の福祉の
向上のための国有林野の活用につきましまして、国
の基本的態度を明らかにすること等により、その適
正かつ円滑な実施の確保をはかることを目的とす
ることとしております。

なお、第二条におきましては、この法案におい
て用いる「国有林野の活用」、「農林業の構造改善」
等の用語の定義を規定しております。

第二は、この法律の目的達成のため、農林大臣
は国有林野の管理及び経営の事業の適切な運営の
確保に必要な考慮を払いつつ、国有林野の活用を
積極的に行なうこととし、これを第三条に規定し
ております。

まず、積極的に行なうべき活用の種類を次の六
つに分けて規定しております。すなわち、

その一は、農業構造の改善の計画的推進等のた
めの農用地の造成の事業の用に供することを目的
とする国有林野の活用であります。

その二は、この農用地の造成の事業の用に供す
るために譲渡された土地の代替地として林業経営
の用に供することを目的とする国有林野の活用で
あります。

その三は、林業構造の改善の計画的推進のため
の小規模林業経営の規模の拡大その他林業経営の
近代化の事業の用に供することを目的とする国有

林野の活用であります。

その四は、国有林野の所在する地域において、
その住民等が共同して行なう造林、家畜の放牧等
のための部分林または共用林野に供することを目
的とする国有林野の活用であります。

その五は、国有林野の所在する地域において、
公用、公共用または公益事業の用に供する施設に
関する事業の用に供することを目的とする国有林
野の活用であります。

その六は、これらの活用のほか、山村振興計画
に基づく事業の用に供することを目的とする国有
林野の活用であります。

次に、国有林野の活用は、その国有林野の位置
その他の自然的経済的諸条件から見て合理的なも
のであるとともに、その国有林野の所在する地域
の経済的または社会的実情を考慮し、かつ、その
地域の住民の意向を尊重したものでなければなら
ない旨を規定いたしております。

第三は、国有林野の活用に関する基本的事項の
決定及び公表で第四条の規定であります。すなわ
ち、農林大臣は、国有林野の活用につき、その推
進のための方針、適地の選定方法その他活用の実
施に関する基本的事項を定め、これを公表しなけ
ればならないこととしております。

第四は、国有林野の活用の適正な実施のための
措置で第五条の規定であります。すなわち、農林
大臣は、国有林野の活用を受けたい旨の申出があ
つたときは、現地調査を行なつて、すみやかに
活用の適否を決定するとともに、活用を行なうに
あたつては、用途の指定をする等その土地の利用
が適正に行なわれるようにするための必要な措置
を講じなければならないこととしております。

また、特に売り払いをする場合には、十年をそ
の期間とする買い戻しの特約をつけなければなら
ないこととし、指定された用途に供されなかつた
とき等には、その買い戻し権を行使することがで
きることとしております。

第五は、国有林野の活用を受けた者の義務につ
いての第六条の規定であります。国有林野の活
用を受けた者は、活用の目的に従つて、その土地
の利用を適正に行なうとともに、その利用の増進
につとめなければならないこととしております。

第六は、以上による国有林野の活用の円滑な実
施をはかるため、農林大臣は、第二に述べました
国有林野の活用で農林業の構造改善の用に供する
ことを目的とするものに該当する土地の売り払
い、またはその活用に伴う立木竹の売り払いをす
る場合には、二十五年以内の延納の特約をするこ
とができることとしております。

第七は、第二に述べました国有林野の活用によ
り行なう国有林野の交換、売り払い、所管がえま
たは所屬がえによる収入は、予算で定めるところ
により、次の四つの経費に充てることができること
としております。

その一は、森林経営の用に供することが適当な
国有林野で国有林野とあわせて経営することを相
当とするものの買い入れに要する経費でありま
す。

その二は、国土の保全上必要な国有林野で国有
林野とあわせて経営することを相当とするものの
買い入れに要する経費であります。

その三は、その一またはその二の国有林野を交
換することにより取得する場合における交換に要
する経費であります。

その四は、その一からその三までの買い入れ、
または交換により取得した森林原野にかかる林道
の開設その他林業生産基盤の整備に要する経費で
あります。

以上をもちまして、本法案についての補足説明
を終らせていただきます。

○草野委員長 以上で説明は終わりました。

○草野委員長 引き続き、いずれも内閣提出、肥
料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案
及び林業種苗法案の両案を議題として質疑に入り
ます。

質疑の申し出がありますので順次これを許しま
す。角屋堅次郎君。

○角屋委員 私は、ただいま提案になりました肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案並びに林業種苗法案の二法案につきまして一括御質問を申し上げたいと思います。

まず最初に、肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案から質問を申し上げます。

御承知のとおり、肥料というのはわが国の農政上、特に農業経営上非常に重大な要素を持つものでありまして、関係法律としては、御承知の昭和二十九年に肥料二法が制定されましたが、これが昭和三十九年の七月末で失効いたしました。そのあとを受けて、三十九年から現行の肥料価格安定等臨時措置法が生じたわけでありまして、これが第六十一国会で、四十四年七月末に廃止されるべき法案の五年間延長が廃案になりまして今次国会に再提案されたことは御承知のとおりであります。

そこで、まず今回のこの五年の延長問題とからんで、肥料価格安定等臨時措置法の延長のいわばメリットというものをどういうふうに判断をされておるかという点を、まず簡潔にお答えを願いたいと思います。

○渡辺政府委員 メリットはどうかというようには御質問でありますが、今回、農業面におきましては、御承知のとおり総合農政の推進ということをやっておるわけでありまして、したがって、この中で農業所得の増大をはかっていくためには、もちろん生産性の高い基盤整備その他の事業をやりますが、それと同時に、資材の中で大きな割合を占める肥料の価格安定ということが大切であります。と同時に、また国内の肥料の需要というものをどうしても優先的に確保するということが必要であります。

そういうような点から、この法律案はさきに提案理由並びに補足説明で申し上げましたように、それらの事業の確保、価格の安定ということのためにいろいろな措置を講ずることになっておるわけでありまして、現在の肥料の価格は団体交渉によつて需給両方できめるわけでありまして、それ

に対して政府が資料を提出する等、いままでの実績を見てきまして、きわめてスムーズに渡りなところできめられておるという実情であります。一方輸出というものが、過剰生産というような状態からどうしても輸出をしなければならぬところが、この輸出は日本の肥料の六割になんかとなる、こういうような段階で各会社それぞれに於いて過当競争をやるといふようなことになつて、その大幅な赤字というものが国内にしか寄せをされるというふうなことになるのは困るわけでありまして、したがって、肥料業界を守つていくためには、また輸出の出血というものが国内に何らかの形でこれを指導していかなければならぬ。そのために輸出の一元化というふうなことをやっておるわけでありまして、また、いろいろな価格の決定等にあたりましては、政府は低位なコスト、これを實現させるために肥料会社のいろいろな内容について資料提供を求め、あるいは検査をし、いろいろな措置をやっております。今後とも日本の肥料というものが大型化をして、しかも輸出能力も相当つき、国際競争力もいまだよりも一段とつくというときは、こういうようなことがぜひとも必要である。このめどというものが昭和四十六年度末に一応第二次大型化計画というものが考えられておるわけでございますけれども、しかし、一応計画ができまして、現実にはそれが軌道に乗つていくというにはまだ数年を必要とするのであらう、こういうようなことをあわせ考えますと、おおよそいまから五年程度やはり特別措置法というものを延長していくことが時宜を得たものではなからうか、こういうようなことで五カ年間延長するということにしたわけでございます。

○角屋委員 要するにいま渡辺政務次官からお話の点は、本法制定の当初において、いわば本法制定の柱ともいふべき内容の優先確保、さらに農民に対する国内価格の低位安定、さらにはいま御説明にもありましたように、海外に対する輸出体制の一元化、いわばこの三つを柱として肥料二法

のあとを受け継いで本法が制定された現状から見まして、さらにこの三つの点については本法の延長を通じてこの三つの柱の確保をやる必要が内外情勢からある。したがって、五カ年間の延長を要請したいということであらうと思ふのであります。われわれも全体的な情勢から見て、本法の五カ年延長ということの必要性については認めておるわけでありまして、その点については基本的には賛成でございます。

この際、輸出体制の一元化と関連をする海外市場の問題から簡潔にお尋ねをいたしたいと思ふわけでございます。

農林省、通産省共同の資料をいただいておりますがから申しまして、いわゆる海外に対するわが国の肥料輸出の状況を見ますと、昭和四十一肥料年度におきまして硫酸、尿素関係で三百九十六万二千トン、塩安、高度化成その他を含めまして、全体として四百四十一万七千トン、四十二肥料年度におきましてはこれが五百七十七万トン、さらに四十三肥料年度におきましては、これがインド等の関係で少しく落ちてまして四百二十六万三千トン、四十四年度においては、数字は資料としては出ておりませんが、要するに国内と輸出の関係においては、大体六対四というふうな比率で海外に輸出が出ておる、こういうふうな承知をしておるわけでありまして、特にこの輸出先を見ますと、資料にもありますようにお隣の中国が大部分を占めておるといふ状況でございます。

○委員長退席、三ツ林委員長代理着席
そこで、この際、大体海外の輸出向けの相手国をどういうふうなものであり、どう判断をしておられるか。言うまでもなく、たとえばお隣の韓国とかあるいは台湾とかいうところは、プラント等の輸出に伴いまして自国で自給体制を拡大をし、まかり間違えれば若干輸出にも振り向けられ

るという情勢が出ておるわけでありまして、東南アジアにおいてもそういう努力を関係国においてもいたしておるし、またこれからのいよいよという形勢もございまして、そういう状態の中で、後はお尋ねしますけれども、四十年から第一次の大型化計画、さらに四十二年から第二次の大型化計画ということで、先ほど御説明のように四十六年に大体大型化計画を終わつて、これは国内にも海外輸出市場にもひとつ大いに肥料工業界としてはがらばつていこうということでございますが、そういう国内の肥料業界の体制に対して、輸出市場の関係をどういうふうな判断をされておるかという点をひとつお話を願いたいと思ふます。

○山下政府委員 肥料の輸出先はおっしゃるとおり中国がまず第一でございますが、中国の肥料の需要は、御承知のように潜在的には非常に大きいものと思つております。

お尋ねの自給能力でございますが、私も私どもが入手しております情報では、現在中国が使つておる肥料の四割内外は自給力があるものと想定しております。しかしながら残りのものにつきましては諸外国から輸入しておりますので、日本も毎年肥料輸出について交渉いたしまして、ヨーロッパとの競争で日本品の輸出を促進しております。スエズ運河の関係でございますので、地理的には非常に有利でございますが、実際の商談におきましては、その年その年でいろいろな困難かつデリケートな問題もございまして、長期かつ潜在的にはなお中国市場に対する肥料輸出は続くものと思つております。

残りの東南アジア市場、インド、パキスタンでございますが、これはかつて日本側からの借款によりまして肥料が一時出たこともございまして、かつまた近年は日本から尿素プラントその他の肥料施設の輸出もいたしております。しかしながら、これも潜在需要は相当にございまして、むしろ昨今の問題は、先方が借款で肥料を指定してくるかどうか、ほかのものより優先買つてくれるかどうか、こういう問題が現実問題でござい

す。フィリピンその他にも出しておりますが、現在私どもが努力しておりますのは、従来よりも一そう各国の地域開発に協力いたしまして、その国々であります買入れ資金、流通機構及び農業技術の問題を同時に解決しながら、じみに、日本肥料になじみかつ買つていってもらう施策が一番大切ではないか、こう考えております。総じて、私どもは、長期といえますが五年ぐらいの計画では、なお毎年平均して一五割ぐらいつの輸出増加をしていきたい、こういう目標でおります。

○角屋委員 国際競争の中でわが国が大型化計画を推進することによって、最近では国際競争力を相当に持つておる。資料を見ても、そういう関係で従来の国内の需要と輸出の比率が逆転をしております。おそらく、四十六肥料年度の割合においては、これはまあ単なるプランでありまされども、輸出が七割、そして国内の需要が三割というふうに大きく比重を変えてくるのであらうというふうに見られておるわけでありま

す。そこで、国際市場の東南アジアあるいは中国との関係においては、数年前にヨーロッパのニトレックス加盟諸国が中国に非常に安い肥料の値段でもってニトレックス旋風というものを巻き起こすというふうな経緯等もございまして、国際的な競争の点では、内外ともに非常にきびしいものが予測をされるということがいわれておるわけでありま。昭和四十六肥料年度の需給見通しとしていわれております内容を見ますと、い、わゆる輸出の関係においては七百五十四万トン、国内の関係をいって確安換算で三百八十二万トン、これを締めまして千三百三十六万トンになります。さらにアンモニアの工業用の三百六十二万トンを含めまして千四百九十八万トンということになるわけでありまされども、この工業用のものを除いて考えてまいりますと、とにかく輸出肥料向けというものは約七割、七百五十万トンを想定しておる。この七百五十万トンの想定というものは、い

ま着々合理化が進められておる点から見れば、当然需給の関係ではこれを遂行していかなければならぬ。この七百五十万トンの四十六肥料年度の輸出というものはたして十分こなせるのかどうか。一体どこを予定をしてそういうものをはけるか。先ほどの覚書貿易の経緯あるいは最近の国会の論議といふものから見ても、政治的に非常にシビアな点が予測されておりますし、また肥料業界に對する中共側からの周回原則の強い要請等々も出ておることは御承知のとおりでありますし、東南アジアにおけるところの今後の市場の見通しといふものからいいますと、先ほどもちよつと触れましたけれども、いわゆる政府自身が考えております開発途上国に對する経済援助というふうなもの、このタイアップをして、肥料に限りませんけれども、こういう方面の輸出の伸展をはかるという姿勢ではないかと思ふのであります。従来東南アジアに對する肥料の輸出についての円借款その他、そういうものを含めた手法については、どういうふうな運営をしてきているかという点についてもお話をお願いしたいと思います。

○山下政府委員 一つは相手国が外貨不足等によりまして、せつかく日本が借款をいたしましてリファイナンス等に優先使、またその国の再建計画のための機械プラント等に優先使、そのためにインド、インドネシア等の例をとりましても、毎年日本がそれらの国に供与いたします借款の中で消費財を購入するワケは、近年きわめて窮屈になっております。その上でさらに肥料を買ってほしいという要望が、先方の国としてなかなか言いにくい事情でございまして、私どもとしては、今後とも農業生産に役立つ肥料を借款に加えて、こう思っております。

第二には、しかしながら借款に限らず、普通のコモディシャルな輸出金融、保険等はもろろん政府が助成いたしますが、そういう輸出で少しずつでも伸ばせないか、そのためには各国の、しかも国というよりも国の中の地域地域の農業事情、風土等に合せて総合的に協力しまして、その地域の作物、風土、配給機構、また金融、そういうものを含めて協力をしながらコモディシャルで肥料を売っていくようにしたい。これが現在の東南アジア諸国に對する私どもの重点施策だ、こう考えております。

○角屋委員 先ほどの質問のすべてについてお答えがあったと思ひますが、時間の関係で進めていかなければならぬので、話を進めますが、いづれにしても肥料の合理化に伴ひまして相当な生産力を持つ、またこれから持つわけでありまされども、たとえ国内需要の関係をいまいしても、最近の米の生産調整というふうなことがありまして、従来伸びてきておる大体年率三割の伸びというものが、ここ数年はたしてどうなるのかというところになれば、これはやはり場合によつては国内においては需要減、若干の減ということも必ずしもきびしい観測とは言えなからうと思ひますし、また国際的な面においては、中国の関係が、政治的なことが、非常にこれからいよいよゆるゆるの对中国政策というものがからんでまいりまして、現実には海外輸出の約半分を中国が占めておるといふ現状から見ても、これもやはり一つの問題点でありますし、同時に東南アジアについても、相手側としてはいよいよゆるゆるの外貨というものを豊富に持つていない、そういうものを考えるから、どういふ輸出を進めるか、また国際的な競争もあるというところであります。先ほど言いましたニトレックスの加入諸国のニトレックス旋風に限らず、韓国、台湾あるいはフィリピンその他各国とも開発途上国といえども、自国の需要にについてはできるだけ自国でまかなおうという体制等もあつて、なかなかこれらもきびしい情勢が予想される。一つ需要の関係では、工業用アンモニアが今日大体年率一五割以上の伸びを示しておると思ふのですが、この点については今後の需要をどういうふうな判断しておるか、簡潔にお答えを願

ひたいと思ふのです。

○山下政府委員 第二次合理化設備で大型化したの、御指摘のとおり工業用アンモニアの今後の増加を主眼といたしております。私どももいまの御指摘の一五割程度の年率の伸びを予想しております。

この機を利用してちよつと訂正させていただきますが、私先ほど肥料輸出の年率の伸びを将来五年にわたつて一五割と申し上げましたが、八割に訂正させていただきます。いまのアンモニアの数字と混同いたしました。

○角屋委員 この際、昭和四十年から始まりまして第一次アンモニア大型化計画、これを四十二年で終わりました。さらに四十三年から第二次アンモニア合理化計画というのを千トンプラントといふことで推進しておるわけでありまされども、この合理化計画あるいは大型化計画に関連をいたしまして、政府としてのいよいよゆるゆるの融資の面あるいはまた税制上の面で合理化計画に對してどういふ手を打つてこられたか、簡潔に御説明をお願いしたいと思います。

○山下政府委員 一つは融資でございますが、開発銀行から合理化計画に沿つた大型化の施設には七・五割の特典で融資をいたしております。融資比率がございまして、それからもう一つ、北東公庫、この資金も割愛して肥料工場に融資しております。

りあるいは第二次の計画についての融資あるいは税制上の問題について触れられましたが、ここでは農政サイドから見て問題になるのは、この大型化計画の工場というの、おおむね太平洋沿岸地帯にほとんど集中をしておるといふふうなことから、いわゆる北海道なり東北なりあるいは北陸、信越なりという、いわば農政上から見ると、肥料関係では相当大きな需要を持っておる地帯といふふうなところとの関連において、適期適切に、必要な時期に肥料が配布をされていくかどうかということが従来から指摘をされておるわけでありまして、いまから合理化計画でやられたものを変えるというわけにいきませんけれども、その辺のところについての農政上の手当てというものの、ことに海外に半数以上のものが出るといふことになりまして、国内需要の優先確保という問題が今後一そうやはりからまる可能性も私は考えられると思うのでありますけれども、そういう問題も含めて、農政上具体的にはどういふ手を打って支障のないようにしていくのかという点をひとつ御説明願いたいと思ひます。

○渡辺政府委員 非常に大型化することによって、工場の数が少なくなるといふことは当然でございますけれども、少なくなつても、それによつてコストがさらにダウンされる、合理化が進んでコストがダウンされる、そのメリットのほうが運賃の増高といふことよりもふえるだろう、こういうふうに考えておるものですから、工場が整理されることによつて特に肥料が高くなるというふうには考えておりません。

○角屋委員 私が言ったのを政務次官は問題を的確にとらえていないのです。私は価格の点で言っているのじゃないのです。要するにスケールメリットによつてコストダウンするあるいは肥料にそれがプラスになつてはね返る、したがつて本法の施行以降においてもある程度の値下げが双方の間でなされてきておるといふ経緯は知っておるわけでありまして、問題はそういうことじゃないに、適期適切に必要なものが、それぞれの肥料の必要

の地域に配布されていくかどうかという問題を触れておるのであります。従来から積雪地帯とかいろいろな地帯では、地帯的に滞貨その他があつたりして問題になつた経緯もあるわけですが、そういう問題について農政上どういふふうに対応していくつもりであるかということを知りたいのであります。

○遠藤説明員 お答えいたします。大型化によりまして、先生の御心配は、工場が太平洋岸側にアンモニアの大きな設備が集まつてしまふではないかというお話であらうかと思ひますが、一つは、現在化学肥料中におきまして、現在の三十一工場が二十五工場といふふうになつてしまひますけれども、それはアンモニアの製造でございますが、現在の肥料の消費の大きな部分ではだんだん複合肥料になつておりました、原料を買ひまして複合肥料にいたします工場というのは依然としてかなり分散したまゝであるといふことが一つございまして。

それから肥料工業というものは、再編成されまして、先ほど政務次官からもちよつと御説明申し上げましたけれども、諸経費といふものはかなり削減されるであらう、そういうメリットはあるであらう。そういう点はあるけれども、御心配のとおり、かつてもそういうことがございまして、時期的、地域的な過不足の問題等につきましては、いろいろ倉庫事情その他勘案をいたしまして、また輸送等も勘案をいたしまして、私どもとしては、従前以上の指導をいたしますことによつて、それほどの影響を与えないでいきたいと思います。むしろ影響はなくて済むのではないかと、むしろ思つております。

○角屋委員 いま日本の国内にはア系肥料の滞貨がある程度ふえておる。大体これを三カ月と見るか四カ月と見るかという在庫の問題もありまして、少なくとも三、四カ月の滞貨状態が出ておる。先ほど来の御質問の中でも若干申し上げましたように、いわゆる国内の需要といふものが、最近の米の生産調整その他をめぐつて大きく伸びを必ずしも

も期待できない。国際的な面では一番のお得意である中共との関係は今後ともにきびしい政治情勢といふものがからまつてくる。東南アジアについても、潜在需要はなるほど強いと中国も含めて考へてよからうと思ひますけれども、しかし肝心の外貨事情といふものが開発途上国においては非常に劣悪であるといふふうなことで、今後フル回転の状況になりますと、操業短縮といふことがこゝ一、二年のうちに予想されるのではないかと、こゝとも一部にいわれておるわけでありまして、現実に昭和四十六年の稼働率そのものについて、昭和四十七年のアンモニア工場の九五％が四十六年には八七％程度にスローダウンするといふふうなこと等もいわれておりますが、滞貨あるいは今後の操業短縮等の問題についてはどういふ判断をしておられるか、これをお伺ひしておきたいと思ひます。

○山下政府委員 肥料の滞貨は私ども非常に關心を持っております。現在のうちに輸出市場が、言ひなれば不安定な要素が多ございまして、で、私どもは、この事情を可能な限り情報によつて見通しを確保にしまして、いたずらに輸出市場を過大に考へて滞貨をつくるということは避けるように指導していきたい、こう考えております。御指摘の第二点の操業度でございますが、これは千トンという大型アンモニアになりますと、従来のものと違ひまして定期検査がございまして、一定期間工場をとめなければなりませんので、そういう技術的な点からくる操業度でございます。私は需給のために特に八五％といふような操業度低下を考へたわけではございせんので、この計画を進めていきたい。御指摘の設備が完成したときかつ輸出市場の見通しが悪いときにどうする気かといふことでございまして、これは私どもも十分注意をして、合理化によるコスト低減をしながら、しかも需給安定に力を尽くしていきたい、こう思つております。

○角屋委員 さらにお尋ねをしたい一点は、御承知の三十七年十二月の時点で、当時の肥料工業の輸出にからむ情勢の悪化等もございまして、二百十五億円という赤字を生んだのであります。この赤字の問題の最近時における概況がどういふふうになつておるのか。私どもこの赤字の処理の点についてはすでに十九社のうちの十二社がすでに完了いたしましたので、あといわゆる肥料にウエートを置いたという会社関係でなおかつある程度のものを残しておる、これはおそろく十年程度の償却期間を見てこれから取りくずしていくのではないかとと思ひますが、その間の最近の経緯について御説明願ひたいと思ひます。

○山下政府委員 三十七年末御指摘のよう二百十五億円の赤字残高がございまして、その後年々償却いたしましたので、現在本年初めの段階で次期繰り越し残高は、御指摘のとおり二十七億六千万円でございまして、会社単位に申し上げますと、過半数は完済したわけではございまして、主として肥料専業の会社がお未払い残として残つております。

○角屋委員 今度の法律が成立するといふことになり、特定肥料の中に新しく尿素を含める、こういう考へのように承知をしておるわけでありまして、新しく尿素を含めるということになりましたと、従来の確安の場合もそうでありまして、カルテル、こういう問題がひとつ関係してございまして、同時に政府の関係では、いわゆる肥料工業界とこの場合は全購連の取り扱ひが非常に多いといふことで相手になりますけれども、この話し合いの中で、政府が勧奨、助言あるいは調停といふふうなことを三条、四条に基づいてやる経緯になつておりますが、その場合に政府から資料提示をする。そこで尿素の場合は、尿素プロパーの産業といふよりも、これは全体的にやっておる中で尿素ができてくるという問題もありまして、政府は提出するコスト関係の資料の作成にあたり、尿素の新しい資料を提示するといふその方法論については、これからどういふふうにならうと思つておるのか、この点ひとつ御説明願ひたいと思

ひます。

○角屋委員 今度の法律が成立するといふことになり、特定肥料の中に新しく尿素を含める、こういう考へのように承知をしておるわけでありまして、新しく尿素を含めるということになりましたと、従来の確安の場合もそうでありまして、カルテル、こういう問題がひとつ関係してございまして、同時に政府の関係では、いわゆる肥料工業界とこの場合は全購連の取り扱ひが非常に多いといふことで相手になりますけれども、この話し合いの中で、政府が勧奨、助言あるいは調停といふふうなことを三条、四条に基づいてやる経緯になつておりますが、その場合に政府から資料提示をする。そこで尿素の場合は、尿素プロパーの産業といふよりも、これは全体的にやっておる中で尿素ができてくるという問題もありまして、政府は提出するコスト関係の資料の作成にあたり、尿素の新しい資料を提示するといふその方法論については、これからどういふふうにならうと思つておるのか、この点ひとつ御説明願ひたいと思

ひます。

○角屋委員 今度の法律が成立するといふことになり、特定肥料の中に新しく尿素を含める、こういう考へのように承知をしておるわけでありまして、新しく尿素を含めるということになりましたと、従来の確安の場合もそうでありまして、カルテル、こういう問題がひとつ関係してございまして、同時に政府の関係では、いわゆる肥料工業界とこの場合は全購連の取り扱ひが非常に多いといふことで相手になりますけれども、この話し合いの中で、政府が勧奨、助言あるいは調停といふふうなことを三条、四条に基づいてやる経緯になつておりますが、その場合に政府から資料提示をする。そこで尿素の場合は、尿素プロパーの産業といふよりも、これは全体的にやっておる中で尿素ができてくるという問題もありまして、政府は提出するコスト関係の資料の作成にあたり、尿素の新しい資料を提示するといふその方法論については、これからどういふふうにならうと思つておるのか、この点ひとつ御説明願ひたいと思

ひます。

います。

○遠藤説明員 尿素のコスト調査でございますが、コスト調査は現在硫酸について行なっております。先生御指摘の条項でございますが、それに基づいてやっておりますが、硫酸の生産業者に対して継続的に会計年度における実績、原価報告書を出させております。それに基づきまして農林、通産両省の係官が工場検査を行なうという方式をとっております。またこの報告様式というものは、企業会計原則に準じました原価計算基準、それに基づきます硫酸原価報告書作成規程というのでやっておりますが、尿素の場合にはつきましては、政令は、もし通過いたしましたことになりましても、同様の方法をとりまして、尿素の生産者からの報告を求めまして、農林、通産両省の係官が工場立ち入り検査をやりまして、実態を確かめまして調査をいたすということになると思っております。

○角屋委員 これは硫酸の場合でも、農林、通産両省の協力で原価調査をする場合に、合成硫酸というふうな場合と回収硫酸なり、あるいは副生硫酸という場合には、価格の把握について難易があるわけですね。これは尿素の場合も同様だと思ふ。具体的に原価調査をする場合に、どういうやり方をやられるわけですか、もう少し御説明をお願いいたします。

○中沢説明員 先ほど、遠藤参事官が御説明申し上げました中にござりますように、農林、通産両省といたしまして、企業会計原則に準拠いたしました定めるところの硫酸原価報告書作成規程に基づきまして、報告書を作成していただいておりますし、また、これに基づきまして、検査の場合、チェックしているわけでございます。

その内容を具体的に申し上げますと、アンモニア、硫酸等につきまして、その製造部門が、個別に消費されまして、明確につきましますところの費用につきましては、部門別に個々に発生額を把握しているわけでございます。それから、アンモニア、硫酸等と同様に、把握し得ない部分がございます。たとえば、発電部門とか用水部門とい

うような部門がございまして、こういう部門は御承知のように、工場全体で消費されるわけでございますが、これらの消費量が他の部門と区別して把握されます分につきましては、それぞれ個別の基準に従いまして消費量を配賦するわけでございますが、このほか、共通建物費とかあるいは賃借料、修繕料等のいわゆる部門の共通費でございますが、これは受益の程度に応じて配分して、面積配賦の問題があるわけでございますが、これらにほかに適当な基準がございせんので、売り上げ高比率によつて配分する、こういうふうに行なっております。

こういうふうな方法で配賦なり把握しているわけでございますが、御指摘のように、その製造工程が、各ほかの部門と関連いたしまして、多角化しておる関係上、こういう基準は持つものの、できるだけ正確に把握するために、過去との関連を正確に追うことによつて、その辺の正確さをできるだけはかっているわけ、こういうふうに行なっているわけでございます。

○角屋委員 これからのいわば輸出主導型の肥料工業、そういう性格を持った中で、これから五周年、本法を延長する。農政は非常に低迷の状況にある。また、国際市場の関係は、輸出主導型と申しましても、なかなかそう甘い情勢にはない。そこで、そういう情勢の中で、国内の価格の低位安定という問題について、現実に進められておる合理化メトリットの還元が適確になされるかどうかというところがやはり一つの問題点であります。同時に、従来から、これは肥料問題になりますと常に出てくるのは、国内価格と輸出価格との関係において、輸出の情勢がきびしくなる、国際市場の競争のために輸出価格を相当下げなければならぬ、その赤字を、日本の国内の農民に転嫁するのじゃないかという問題等もいろいろ言われるわけでありまして、これは現実に進められておるスケール

メトリットの恩典というものを国内価格の低位安定というところに具体的にどういう方針でどう持っていくかというのか、この点についてお伺いをしておきたいと思ひます。

○遠藤説明員 輸出価格と国内価格につきまして問題がございまして、輸出価格が国内に転嫁されないか、大型化のメトリットがいかに国内に反映されるかという点でございますが、それがこの法律延長をお願いいたしてございせんどもあるわけでございますが、一つは、大型化のメトリットというふうなものが国内の価格に反映いたしますように、それでやりましたものでございまして、やはり従来の方法によりまして、生産業者、販売業者両者の間の価格の取りきめというものをやりまして、それからまた、一方におきましては、内需というものの確保、国内価格の安定措置というものを依然として続けまして、そういう大型化のメトリットというものが、私どもの指導によりまして、国内価格にはね返ってくるというのを期待しております。それが確保できるものと思っております。

○角屋委員 いまの説明では必ずしも満足はいたしません。先ほど触れましたいわゆる大型化計画というものの推進過程においては、当然やはりスクラップ・アンド・ビルドの計画の推進に伴つて廃止されていく工場あるいは改変されていく工場の中で、労働問題に対する配慮というものが出てくるわけですね。これは従来、その処理をどういうふうにより、現実に合理化計画の進められておるこれらの問題について、行政官庁としてどういう手を打たれていくかとするのか、その辺について簡潔にひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○山下政府委員 第二次合理化計画で通産省が設備調整を引き受けましたが、その当初から、大型化をスクラップすることによつて起こります人員の配置転換については、これを円滑に実施してほしい、それではなければ大型化設備の新設はできない

と、こういう方針でまいっております。その後の実際を見ますと、現実にそういう問題が起きておりますが、私どもとしては、必要に応じて、会社側とも話し合ひまして、余剰人員が旧設備から出た場合には、新設備あるいは同じ会社の中他の部門への配置転換、これを当該組合とも十分話し合つて進めてもらうということで、できる限りの指導をいたしております。

○角屋委員 これはお隣の東北の長谷部君からも声が出ておりましたけれども、東北関係も関係会社があるわけですが、やはり合理化計画を推進する過程での非常に地域における深刻な問題として、これは参議院の審議の中でも具体的問題を取り上げられて議論がなされたけれども、きょうは私、次の林業種苗法案の問題もある程度議論しなければならぬので、これに十分触れることはできませんけれども、やはり真剣にこの問題は念頭に置いて対処してもらいたいということを強く要請をいたしておきます。

委員長にちよつとお伺ひしたいのであります。委員長の質問の半ばで必ず農林大臣は来るというふうな言われまして、心待ちしておるのであります。が、一向に姿が見えませんが、これはちよつと困るのであります。その辺のところをちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○三ツ林委員長代理 角屋さんに申し上げますが、いま農林大臣は参議院のほうの審議に加わつておりました。いま連絡をとつておるそうで、後ほど確たる返事をいたしますから……

○角屋委員 ちよつと林業種苗法案の議論を残しているのですけれども、大臣が来てあらためて時間をとるということになると、これは理事会の話の関係もあつて、私が相当時間をとり過ぎてしまうかと思ひます。大臣出席の関係もありまして、私、大臣出席の際にまた質問を続行いたしますが、暫時、質問を保留いたします。

〔三ツ林委員長代理退席、委員長着席〕

○草野委員長 瀬野栄次郎君

○瀬野委員 林業種苗法案について質問をいたし

上に生産があつた場合は他から購入した、こういうふうなチェックするといふふうな意味に解していただくのであるかどうか、その点も一点お伺いしておきます。

○松本(守)政府委員 いまの苗畑の養苗技術からいきまして、その年、年の降雨量、気温、そういうことによつて得苗率に非常に差がございます。そこで得苗率が非常に悪い年にはしばしば残苗が出る。それから乾燥の続いた年でありまして、枯れる本数が多くなりまして得苗率が少なくなる。したがつてその年に由来する山出し苗木が不足するというものでありまして、その得苗率をはじく場合に、物理的な苗の大きさと幹の根元径の太さとか、それから苗長、そういうもので苗木の規格を一応きめておりましたが、その苗木の規格が各県ごとに一定をしておりません。したがつて、その規格の均斉のとれたものがよろしいといふことになつておるわけですが、豊作の年にはその規格のいいものが出回る、凶作の年には規格が若干低下するもので出回るといふことによつて調整がとられておるかと思ひます。

○瀬野委員 次に、林木の幼齡結実についてお伺いしておきたいと思ひます。

従来は二十年、三十年で結実するといふことが多かったのですが、最近では、不良苗木の配布または生産等が多くなつてまいりました関係から、十年くらいで幼齡結実をするという林分がかなり多くなつてまいりました。国の貴重な補助金で造林をいたしましてこのような結果を生んだのでは、米やまたはほかの作物と違ひまして一年で勝負がきまるのでありません、少なくとも二十五年、三十年とかかる、林伐期が長いわけでございますので、そういう意味からいふと、こういふことがあつてはたいへんでありまして、かかる意味から今回の種苗法案の提案になつたわけでは、むしろこれは提案が時期的にもずいぶんおくれである。ずいぶん前からこれは叫ばれておりながらおくれである、このように本員は思ひますのであります。そこで最近問題になつております

この幼齡結実についてその実態はどうなつてゐるか、また国有林、民有林について面積等がわかつておればこの席でお示し願ひたい、かように思ひわけでございます。

○松本(守)政府委員 昨年四十四年に林野庁で調査をいたしております。その調査は全国で三十九県、それから調査面積が約三万ヘクタールを抽出をいたしまして調査をいたしました。その結果年輪別、樹種別の結実の状況の調査結果が出ております。それを概略申し上げます、もうすでに一齡級——一齡級と申し上げますのは一年生から五年まででございます。一齡級でも一〇%をこす結果が出ておる。これは杉、ヒノキ各種ともでございます。それから二齡級ではすでに半分、過半のものも結実を見ておるということで、この結実の結果林木の生長に悪い影響が当然出てくるわけでありまして、今後はこういうことのないように、種苗法の改正充実によりまして日本の林業発展のために努力をしなければいけない、このように考へる次第でございます。

○瀬野委員 林野庁長官からいま答弁いただきましたが、一齡級でも一〇%、二齡級でも過半が出てゐる。まことにこれはゆゆしき問題でございます。現地では十年たつてもう生長がとまつて結実したといふことでもうあきらめて、補助金も少くないし、さらに改植する意欲がないというものが現状であります。中には熱心にこれを改植してさらにいい林分を形成していかうという人もあるわけでございますが、もちろんこのほか自然災害によるもの、雪害、冷害、凍害、風害というようにいろいろな災害もあるわけでございますが、これらの幼齡結実についての林分に対して貴重な補助金を出してやるわけでありまして、再度改植するといふようなことについて将来補助金を出してやらせるとか、どういふように考へていくか。今後は本種苗法案によつて優良苗木を生産していい林分をつくつていく、クローネのそろつた林分ができていくといふことにならうかと思ひますが、従来の既設の造林についてはたいへん心配をいた

してあります。国土の保安、また森林資源の造成の面からも問題であります、長官はこれについてどのような見解をお持ちか、お伺いしたいのであります。

○松本(守)政府委員 幼齡結実をするということが林業、林業上好ましくない現象であるといふことは通説としていわれておるわけでありまして。その場合に、その苗木の遺伝質が悪いために結実をするといふ場合と、それから苗木そのものの品質は別に悪くないのであるけれども、植える場所が適当でなかつたといふ二つの場合があるわけでありまして。この結実の程度にもよりますが、少しぐらいの結実はこれはあたりまえでありますけれども、極端なことになれば、それが生長量に非常に大きな影響が出てくるわけでありまして。特に結実のひどいところを植直すといふことにつきましまして、現行取り扱いではその植直す場合の助成はいま基準の中に入れておりません。ただ、伐期近くなつてもう見込みがないから少し早く切るといふ場合には、そのあとに再造林の補助金が出るというわけでありまして、今後そういうものを植直す必要があるかどうかあるいは間伐とか除伐の過程におきましてそういう不良なものを除去していくといふことによつて、この一代限りはもたせるというところがあるのか、技術的にも十分検討してまいりたい、このように考へております。

○瀬野委員 時間の関係もございますので、いまの件については一点要望しておきます。幼齡結実の国有林、民有林の面積実態とサンプル調査等の程度で——今後調査をしていかれると思ひますが、ぜひこの調査したものと実態を明らかにして、次の林業白書にきちつとつたりなり、また調査ができ次第いづれ近い委員会等でお伺いしたいと思ひますので、よろしくお願ひしておきます。と同時に、これらの問題についても検討をしていただいて、やはり改植すべきものはどうするかといふ問題を今後慎重に検討していただきたい、このことを要望申し上げておきます。

次は採種または林業種子の種子代といふものは

今後法案の成立によつてどういふふうになつていくか、どのような指導をなさつていくのか、その点明確にこの機会に御答弁をいただきたいと思ひます。

○松本(守)政府委員 従来と現在では種をとるというところにつきまして制度としてはその代金について考へておりません。ただ民間の例をいたしまして、優良な種子なりさし木の種穂、これを相当有利な採算で売つておるといふ実例も聞くわけでありまして。そういった特別に優良な品種につきましましては相当有利な代金で売れる場合があるようでありまして。今後林野庁といたしましては、逐次採種園、採種園から生産される苗木をふやすことを考へておまして、将来昭和六十年ごろまでには育種により仕立てられた採種園、採種園からおおむね日本に必要とするところの苗木が得られるであらう。これらはいずれも国営なり県営なりの苗木でございます、採種園でございまして、そういうところでその代金をどうするかということが今後の検討問題である、このように考へます。

○瀬野委員 よろしくお願ひいたします。

次に精英樹等の採種園、採種園の造成事業についてどうなつておるかといふことについて一点お伺いしておきたいのです。

御承知のように、精英樹については昭和二十九年でしかコンクールが開始されて、正式に予算化されたのは、三十一年に指針が出され三十二年から実施をされたやに記憶しておりますが、この精英樹等の採種園、採種園の造成事業は四十五年度から抵抗性の個体運搬を新規に実施するといわれておりますけれども、その実施計画についてお伺いしておきます。

○松本(守)政府委員 精英樹が全国で七千本あり、それから採種園、採種園合わせまして四十四年までに一応設定されたのは四千五百ヘクタールでございます。四十五年度からは新たに抵抗性品種の選抜という課題に取り組む、この予算を八百万円ばかりとっておりますが、一応従来の採種園、採種園の設定は四十四年度で終りまして、

四十五年度からはこういった抵抗性品種の関連をしますことについて育種事業を進めてまいりたい、このように考えます。

○瀬野委員 大臣はおいでになりますか。——私も二、三点あるのですが、もう終わりたいと思つてピッチをあげておるのですが、大臣が見えぬと——早く呼んでください。

それでは、次にこの際お伺いしておきたいのでありますが、同地造林の問題についてお伺いをしておきます。

御承知のように現行法では二十ヘクタール取り扱いはできる、こういうことで当初、法ができた当時は杉だけというようになっていたように私は記憶しておるわけです。すなわち、杉で同一種類ならば取り扱う、いわゆる単一林を意図されておられたように記憶しておるのですが、今回のように農地法、農協法の改正、また農地の転用ということが進められてまいりますと、どうしても農政の三本の柱である畜産事業等も推進がされてくる。そうしなければクヌギなんかを植えていくという混雑林をやりたいという希望が強いわけですね。こういったことから、従来の拡大造林ははかつていくという意味で単一林ということになつていったんじやないかと思いますが、今後このような混雑林をしていくことについてどうお考えであるか。言うまでもなく、木材不足を満たすためには用材をつくるということからよく意味はわかるのですけれども、今後の農政を推進する上にぜひ同地造林を、二十ヘクタールをたとえば十五ヘクタールくらいに面積を減らして、進めていくとか、あるいは混雑林をどの程度までは認めるとか、こういったことをやっていただいて、農外所得をふやし、総合的に取り入れていただきたい、かように実は思つておるわけでございますけれども、この点についてこの機会に林野庁長官の御見解を承つておきたいと思つております。

○松本(守)政府委員 同地造林の採択基準を引き下げられないかという第一点の問題でございますが、現在二十ヘクタールで実施をしております。

四十二年から着手をしておりまして、まだ全体計画の幾ばくも済ましておりません。各地から非常な申し込みがきて、しかも同地造林は補助率を高めております。したがつて非常に申し込みが多いわけでありまして。この採択基準につきましては今後、今年度同地造林の成績調査、実施調査をやることにしておりますので、その調査の結果を見まして基準の引き下げなりその他検討をしていきたい。

それから混雑林についてでございますが、いまこの混雑林の技術体系がまだ確立をされていらないのではないかと思います。民間で固々いろいろ例もあるようですが、そこで林野庁としましては、国有林を使いまして全国で十カ所肉用牛の実験牧場、これは林業と肉用牛の放牧飼育が両立するかどうかという実験を三年ばかり前から実施をしております。そういう実施の過程を見ながら、その成績を見ながら、林地にも場合によりましてはどんな牛を入れていくということにつきまして、関係方面とも協議をしながら今後の方向を見定めてまいりたいと思つております。

○瀬野委員 大臣がお見えになりませんし、あと十分したらおいでになるということですが、林野庁長官に大臣の問題もお聞きして片づけたいと思つておりますので、よろしくお願ひします。

簡潔に申し上げますが、今回の法案の提案によつて優良種苗確保事業の政府の予算を見てみましたが、予算は一億四千二百三十六万五千円と実に予算規模が小さい。これは農林大臣にもぜひ強く申し上げたいと思つておつたのですが、御承知のように、わが国の森林面積というものは全国土の六八%にも及んでおる。また国土保全、治山治水の面から国民のレクリエーション的な施設、またあらゆる面でこの恩恵を受けておる国民に深いつながりを持つておりますし、ますますこの関係が深くなつてまいつたわけでありまして。これにしては予算が少なすぎると思つて、もつと予算を計画して要求すべきであるし、政府も考えるべきだと思つてますが、長官のはどういふように要求されて

将来どのような考えであるか、決意のほどを伺いたいと思つております。

○松本(守)政府委員 林業種苗関係予算、四十五年度は一億四千万円でございます。四十四年度も大体同額でございます。ただその内容を見ますと、四十四年度で先ほどの採種圃の設定が完了をいたしております。その分だけの果に對する助成金が当然減つておる。そういうものを含めまして、それ以外の新しい種苗法の実施とその他準備をいろいろいたしますが、その他のものにつきましては拡充をされておるはずでございます。今後四十六年以降につきましては前向きで種苗事業の強化拡充という方向で十分に検討してまいりたいと思つております。

○瀬野委員 次に国際的な管理制度、すなわちOECDへの加盟について、早期加入をするというところがいわれております。将来種苗の態勢が整つて整備されると、おそらく三年後くらいにはこの時期がくるのじやないかと思つていますが、この時期またお考えについて長官の御意見を承つておきたいと思つております。

○松本(守)政府委員 昭和四十一年にOECDの種苗に関する会議がございました。当時林野庁からは指導部長が出席をしております。その会議では、OECDの苗木の管理機構に合うように日本の国内法を改正してから加入いたしなうというところで歸つてきておるわけでありまして。今回の種苗法の改正でそのOECDの国際管理機構に加入をする条件が一応整えられるわけでありまして、いづれそれういつた国際機構に加入する問題につきましても早急に検討をしてまいりたい、このように思つております。

○瀬野委員 では最後に、農林大臣がおいでになつたあとで要望だけ申し上げておきますが、森林計画に基づく今後の木材需給、外材輸入のことについて触れてみたいと思つておつたわけでありまして、この件については昨日の本会議でも一応総理大臣からも答弁があつておりますので省略いたしますが、次回に譲ることにいたします。

最後に一点お伺いしておきたいのであります。が、今回の林業関係の審議がなかなか機会がございませんでしたので、木材引取税のことについて一点長官にお伺いしておきたいと思つております。各団体からも、また長年この木材引取税の全廃について要望が強いわけでございますが、一部の町村等の主要財源になつておる点があつたりして、なかなか延び延びになつてきています。これに對する今後の考え、見通し、決意のほどを承つておきたいと思つております。

○松本(守)政府委員 木材引取税につきましては、ここ数年林野庁としては、国内林業擁護のためにいろいろ関係方面とも協議を重ねながら検討いたしております。この税制度は、現在外国材が相当入つてまいつておる、こういう事態を踏まえまして、重要な物資に流通税を課するという考え方の適當でないということを踏まえまして、今後この撤廃、廃止に林野庁としての検討を続けまして、関係方面とも協議をしながらその実現に努力をいたしたい、このように考えます。

○瀬野委員 では最後に渡辺政務次官にお伺いしておきます。

いま林野庁長官からいろいろお話がございましたが、農林大臣もおいででございますので、どうかひとつ次の点について決意をお伺いしたいのでございます。

先ほど申しました林業関係の、特に優良種苗生産事業の予算が小さい。今後予算の確保については格段の努力をして、林業の発展に力を尽くしていただきたい。政府の施策を講じていただきたて。従来から林業はどうしてもおくれがちなつておりますので、その点のお考えと、木材引取税についての問題、この二点について政務次官から御答弁を承つて、私の質問を終わりたいと思つております。

○渡辺政府委員 林業の振興の問題につきましてはいろいろと貴重な御意見の開陳があつたわけでありまして、御趣旨に沿つて努力をするつもりであります。

なお木材引取税の問題であります。これは数年周、長い間、業界をはじめいろいろな方面からその廃止が叫ばれてきております。しかしながら木材引取税で恩恵を受けるところは、えてして過疎地方の町村が多いというところで、自治省のほうとの話し合いがなかなかつかないというのが現状であります。これに対するかわり財源が見つかれば至急廃止していただきたいというのが、われわれの基本的な考え方でありました。

○瀬野委員 以上で質問を終わります。

○瀬野委員長 相沢武彦君。

○相沢委員 私は、肥料価格安定の改正法案につきましまして若干御質問いたします。時間があまりありませんので御答弁のほうも簡潔かつスピーディーにお願いをしたいと思います。

この法律案の提案理由の一つになっております内需の確保の問題なんです。法律ができてから五年経過しておりますが、法案の立案当時の状況と現在を比較しますと非常に事情の変化がございまして、生産能力も非常に大きくなっておりますし、内需のウエートは減る一方でございまして、内需プラス輸出の状況等を、資料に基づきまして三十八年以降の統計を見ても、輸出は三十八年と四十二年とを比べると倍近く伸びております。しかも尿素の統計で見ますと、三十八年から四十三年までの生産、内需、輸出を合計しますと百七十二万トンも余る計算になっておりますが、肥料というのは生産時期と輸出する時期と競合して行なわれることも当然考慮に入れなければならぬと思ひますけれども、現在の段階ではすでにこの法律がなくても内需の確保はできると、そういう諸情勢にあるのではないかと、このように考へるのですが、この点についての見解を簡単にお願いいたします。

○瀬野委員長 御答へ申し上げます。

先生御指摘のとおり、確かに肥料はむしろ生産過剰ぎみの状態にございます。しかしながらやは先生もいまおっしゃいましたように、肥料の需

要時期というものが非常に重なってまいります関係もございまして。それから海外輸出というものが非常に大きなウエートを占めてまいりました関係で、その価格いかんによりまして内需がそちらへ持っていくてしまわれるというふうなおそれがないでもないわけにございまして。そのような点を勘案いたしますと、やはり現在のような措置をとりまして内需優先、価格安定、輸出の一元化というふうなことをやっていかなければならぬ、そのように考へております。

○相沢委員 次に、米の生産調整と肥料の需要関係についての見通しでございまして、政府の御答弁によりますと、米の生産調整によってもあまり肥料のほうには影響を受けない、こういう見解に立つておられます。肥料の生産にもあまり影響しないというところはけっこうなことなんです。が、ここで派生した問題として、東北、北海道のほうに休耕、転作に協力した農協、農家の方たち、この場合に問題が出てきております。というのは、農協の場合はお米の取り扱い手数料とか、あるいは肥料あるいは薬品等の取り扱い手数料といふものがかなりの財源になっているわけにございまして、そこで生産調整も転作の多いところではまだよいのでしようが、ほとんど休耕してしまつたようになつてしまふと、小規模な農協、こういうところは収入が非常に減つておられます。そういうところは収入が非常に減つておられます。そういうところから各地の農協が休耕奨励金の何%かを農協の維持費に納入してはしい、こういう話がある。ちからちからで聞かされておられます。私の聞いたところなんかでは、休耕奨励金の五%を納入してはしいといふことが要望されておられます。農民大会等かなり紛糾しているというふうなことがありまして、また肥料、農薬の取り扱い手数料、これを値上げするということも起きておられます。これを値上げて、そうしますと、この肥料の取扱手数料の値上げというところは、結局事実上肥料の価格が値上がりしてしまふということになると思ひますが、こういった生産調整の問題から農民自体に負担が大きくなつておる、この現状に対して、今後政府と

してはどういうような対策を考へられるか。特に部分的な問題でありますけれども、そういう実態に対してはやはりあたたかい保護政策が必要じゃないか、このように考へますが、この点について政務次官から御返答願ひます。

○渡辺政府委員 休耕等によつて大体どれぐらい肥料の取り扱いが減るだろうか。これは実際のところ推計にしかすぎないのであります。大体大まかに見て、内需四百萬トン、そのうち米に使うものが約四〇%、百六十萬トン、そのうち一〇%減と見て十六萬トン。十六萬トンのうち、あるいは全部が休耕でありまへんから、転作にいくものを引くと、十萬トンのないし十二萬トンぐらいの減少になるのではないかと考へております。想定をしておるわけでありまして、これは全体の内需に対する二・五%、あるいはそれよりもちよつと上の程度、こういうふうなことであります。この部分の肥料取り扱いの手数料といふものが農協から減ることは間違いないと思ひますが、全体の数量として、その経営を左右するほどの問題でないのじゃないか、また地域によつて、一村全部が休耕するといふようなところがあれば、それは非常に重大な問題であります。こういうもの等については農協の合併といふようなものも引き続いてやつていくということでありまして、聞くところによると、委員会等においてもそういうような法律の継続をはかつていかれるというように拝聴いたしております。そのほか、そういうことは農協の合併等を通じてございながらなくなるような指導をしていきたい、また生産調整の補助金等も農協を通じて農民に大部分がいくものと考へておるわけでありまして。

○相沢委員 次に価格の問題ですが、肥料は農業生産で最も基礎になる資材であります。特に今後農産物価格が急速に上昇することは期待できない状況にありますので、価格の低位安定、これが非常に重要な課題になっておられます。これは当然のことでありまして、そこで従来までも需要者である農家の方たちの中には、どうも肥料法の運用

がメーカー中心主義のようないがあるという疑念を持つておるものもあります。また価格構成上の単価の問題については、調査監督権限を持つておる農林大臣がさらに積極的な法の施行をしなければならぬ、このように考へるわけにございまして、最近心配していることなんです。各方面から、新肥料年度になつたならば、肥料の価格は値上がりをするのじゃないか、こういうふうな声もあるし、また動きもあるようございまして。最近通運料金が一・八%アップしたばかりです。すし、倉庫料等の値上げの声も聞かれております。そういうことの影響を受けて、もし内需価格が値上がりになると、また大きな影響をもちます。すのではなからうか、こういうふうに考へます。

今度の法律案の提案理由の一つに国内価格の低位安定ということがうたはれておるのに、法案が通過すると、たちまち国内価格が上がつてしまふといふのは、この法律を延長した何の意味もなくするのじゃないか、需要者たちから、これじゃ価格不安定法じゃないか、こういう声も受けてかねないと思ひますが、この際、国内価格についても値上げはしないのだ、そういう方向で進むのだといふことを明言していただきたいと思ひますが、この点いかがでしよう。

○渡辺政府委員 いままでもそういうことがよくいわれたのであります。実績を見ていただければわかるように、合理化の促進をはかつてまいりまして、最近の例を見ますと、たとえば三十九肥料年度で四十キロ当たり八円とか、四十年年度で六円とか、四十一年年度で六円、四十三年年度で十八円四十四銭、四十四年度で十四円というように、毎年合理化のメリットといふものを国内価格に反映をさせてきておるわけでありまして。こういう実績があるわけでありまして。したがつて、今後もこの大型化等を極力進めることによつてそれらの不利な条件をカバーしていくように、政府としては極力努力をしていくつもりであります。

○相沢委員 最後に輸出価格の面でお尋ねしておきたいのですが、世界的にいま肥料工業は設備増

強あるいは大型化等によりまして、蒙州なんかでは大型の窒素肥料工場が二つも完成したそうですし、さらに輸出競争の最大の相手であるニトレックス加盟諸国等の生産体制や輸出動向から見まして、今後輸出価格の一その値下がり等が予想せられております。そうなりますと、貿易上の競争に勝つ手段として日本の輸出肥料もやむなく生産費を割って安い価格で過激な競争に耐えようとする方向にいくと思うわけです。現在わが国の国内価格は外国に比べて安くなっていますけれども、従来からメーカーは、できれば欧米式にしたいという気持ちは持っているわけですから、競争が激しくなるにつれて出血輸出を内需に転嫁しよう、こういう衝動はどうしても起きてくるだろう、このように思います。

そこで政府として、第二次大型計画に基づく系の肥料コスト、堆積等と合わせて、この辺、どういう見解に立っているのか。特に、もし将来、赤字輸出の欠損を内需に転嫁せざるを得ないような状態に追い込まれたときに、政府としてはイギリスや西ドイツで行なっているといわれる農民に對する肥料買入れ等の補助あるいは内需出荷に對するメーカーへの補償制度、これを実施する決断があるかどうか、これをお伺いして質問を終わりたいと思います。

○渡辺政府委員 相沢さんのおっしゃる通りに、日本の国内の肥料価格は諸外国に比べて非常に割安になっております。それで将来日本が過激な輸出をするために非常な輸出赤字が生じてそれを国内に転嫁するのじゃないか、こういう御心配であります。そういうことをさせないためにこの法律の期限を延長して輸出のカルテルを行ない、政府が干渉して無謀なダンピングをさせないようにならなければならないから、そういうことがないようにはかかっていくつもりであります。したがって、それができていると思っておりますので、ただいまのところ、肥料の補助や、また肥料会社に對する補償というものは考えておりません。

○角屋委員 大臣がお見えになりましたので、時

間の限定されておる点もありますから、ただいま提案になっております肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案並びに林業種苗法案の両案について、関連をして簡潔に御質問を申し上げたいと思います。

午前来、肥料関係の法案について私質問申し上げておたのでありますが、大臣にお伺いしたい第一点は、申し上げるまでもなく、今回五カ年間の延長をやるうとするこの趣旨は、本法が制定された當時にも柱にされましたように、内需の優先確保、国内価格の低位安定、輸出体制の一元化、この三つが主眼で、独禁法の適用除外に基づく価格カルテルあるいは輸出カルテルというものを、法第二条第一項並びに法第十一条第一項によって認められて、今日までいわば肥料業界と農民諸君との可能な範囲内における平和共存体制ということで運営されてきたと承知をしておるわけでありまして、最近の肥料の大型化に伴います生産能力あるいは国内における米の生産調整等を含む国内需要の低迷という今後の予測、さらには、国際的な面においては、大手でありまして中共についてはやはり非常に政治的な面が関係を持ってくる、あるいは東南アジア市場についてもそれぞれがプラント輸出その他によって自給力をつけてくる、こういうようなことで肥料業界の今後の体制というのは、内外とも相当シビアなものがあるというふうに判断をされておるわけでありまして、現にア系肥料においては、最近の滞貨も約三、四カ月分のぼっておるという状況もあるわけでありまして、

そこで第一点お伺いしたいのは、海外市場の関係で、大手でありますお隣の中国の問題で、これは輸出の約半数近い比重を占めておるわけでありまして、過激な貿易の相談に老練の松村さんやあるいは古井さんが行かれました、いろいろ苦労されて覚悟貿易のパイプをよりよくつなぎとめておられるまいでしょうか。農林大臣としては、これは隣国でもあり、また単に肥料の輸出問題のみならず、農政関係でも直接、間接関係の深い中国との貿易問題について、最近この問題をめぐって国

会における政府の見解その他いろいろなるものが表明されてきておるわけでありまして、特に肥料の今後の輸出問題については、中国との正常関係というものが確保される中で、今日までの実績をやはり確保していかなければならぬ必須の条件があらうと思ふのであります。大臣として対中国との貿易問題、これは政治的な背景を持つておられますけれども、どういふお考えでいかれようとするのか、これをまずお伺いしておきたいと思ふます。

○倉石國務大臣 肥料の面から考えます海外輸出につきましても、中共マーケットというものはかなり有力なものであることは御指摘のとおりであります。そういう面でも、私もいたしましては、民間の関係において、この中共との関係で肥料が継続して輸出されることは好ましいことだと思つております。したがっていまやっておりますそういう貿易の拡大につきましては、私もいたしましてはけつこうなことだ、こう思つております。

○角屋委員 東南アジアに今日まで肥料の輸出ははかまえてまいりましたが、今後とも輸出を増大していくためには、東南アジアの外貨ボジションの状況から見ましても、やはり開発途上国に對する経済援助とのタイアップというよりなことも十分強化しながら、肥料輸出についてもこれを拡大をするという方向で考えていかなければならぬかと思つておるわけですが、今後の東南アジアとのいわば貿易関係、経済協力という問題について、農政サイドからいふことでなしに、國務大臣としてどうお考えでございましょう。

○倉石國務大臣 わが国はアジアの一部に存在いたしておりますし、また地域の接近しております。開発途上国は、いずれもいろいろな意味でわが国に大きな期待を持っておることは御存じのとおりであります。そこでただいまいふ東南アジア諸地域から、わが国に向かつていまお話のありましたように、経済開発、技術協力等についていろいろ要望があります。そういうことに対して政府

はできるだけ努力を続けておる次第であります。農林省におきましても技術的な面で先方の協力要請に従つてお手伝いはいたしておるわけでありまして、私もいたしましては、やはりこれらの諸地域がそれぞれ経済が発展いたしまして生活水準が向上して平和になることを一番期待いたしておるわけでありまして、したがって、そういうことで彼らみずから立ち上る、生活水準が向上してまいるというところになれば、私どものほうとも有無相通する関係がだんだん緊密になるわけでありまして、そういう意味で政府は東南アジア諸地域に對して経済協力、技術協力は積極的に継続をしてみたい、こう思つておるわけでありまして。

○角屋委員 先ほど少し事前に触れておりましたが、いわゆる肥料関係におきましては、四十年からの第一次アンモニア大型化計画あるいは四十年からの第二次アンモニア大型化計画、最近では千トンプラントということで合理化が推進をされてきておるわけでありまして、この生産力というものがフル回転をしてくるといふ状況と関連をして、たとえば昭和四十六年度の需給見通しとして当面いわれておりますような千四百九十八万トン、その中で輸出肥料の関係は七百五十万トン、そのほかアンモニアの工業用が三百六十二万トン、こういうふうに見込まれてこれから予定がされていくわけでありまして、その場合に、大臣にお伺いしたい第一点は、いわゆるスウェーデンの農民への還元問題、これは価格に還元をしていく。今日まで本法が施行以降においてもある程度確保その他について価格がいわゆる話し合いによって下げられてまいりましたけれども、今後の肥料業界の情勢というものは、私は決して樂觀を許さない条件が出てまいるといふふうに判断をしておるわけですが、農政サイドから見れば、農民に對する国内価格の低位安定という本法の重要な柱に照らして、しかも法第二条第一項との関連において価格カルテルというものが独禁

法の点からも適用除外としてこれが認められておるといふ点から、政府として第三条、第四条によつて従来の肥料二法と違ひまして、勸奨あるいは助育あるいは調停と、そのためのいわゆる政府として資料提出というふうなこともやつてまいるわけでありまふけれども、いわゆる合理化メリットの還元という指導の基本方針をどう持つていかれるのか、これをひとつ伺ひしておきたいと思ふのであります。

○倉石国務大臣 国内価格は、御存じのように生産者と消費者が自主的な価格取りきめによつてきまるわけでありまふが、いまお話しのように、合理化等についてのメリットは価格に反映せしめられるかというお話であります。これは従来の経過を見ましてもさういふことについて成果をあげておりまふ。したがつて、さういふことについて政府も従来とも同じような方向で指導をいたしてまいりたい、このように思つております。

○角屋委員 非常に重要な二法について本会議開会までに処置をしたという皆さんの強い要望もございまして、私もこの二法は賛成でございまして、それから了承を承えておきまして、時間がきわめて少ない中で先ほど質問を残しました林業種苗法案について数点伺ひをいたしたいと思ひます。

これは法案の中身にまで私深く触れることができません。これはまことに残念であります。先ほど公明党の委員からも若干触れられましたのでありまして、この際やはり、きのうも本会議で議論をされましたけれども、林業の基本論ということについて一、二点伺ひをいたしておきたいと思ひます。

きのうも本会議で川俣君からも出ておりましたが、林業白書でも明らかになつて、最近の林業の現状を見ますと、外材の輸入が非常に増大してくる一方、国内においては過疎問題の進行とも関連をして林業労働力はどんどん質量ともに後退の傾向にある。さらには造林その他の点もそれとからみ合つて後退をしていくという状況で、はたし

て政府がすでに林業基本法第十條第一項の規定によつて策定された昭和四十一年四月一日閣議決定の森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期見通しなり、あるいはまた、森林法に基づくところの全国森林計画と関連をして今日の状況からいたしますと、根本的な再検討をしなければならぬ段階に来ておるのじゃないか、さういふふうにも考えられるわけでありまして、たとえば森林法に基づく全国森林計画あるいは地域森林計画というふうな問題もございまして、あるいはいわゆる長期見通しの問題もございまして、最近の情勢からしますと、こまかい数字に触れられまふけれども、根本的にこの林業政策全体として再検討をこの計画についてもする必要があるのでないか、さう考へるわけでありまふが、今後のこの問題のこれらの処理について大臣としてどう対処されるか伺ひをいたしたいと思ひます。

○倉石国務大臣 林業の問題はただいまお話のございましたように、これはわが国にとりましてきわめて大きな問題でありまして、現在のような状況をこのまま推移せしめることは私もさういふ状況ではよくないことである。これは何とかして積極的な方向づけをしなければならぬ、さう思つておるわけでありまふが、御存じのように、経済の著しい変化に伴ひまして、一方においては木材の需要の増大、またその反面においては林業労働者の不足と同時に、またお話しのあるまじうな一部の農山村の過疎化等、さういふ相矛盾した現象が進行している中でこれらに対処いたしまして、私もさういふことは林業政策をどうのようにして強化していくか、私は非常に大きな問題、しかも難問をかかえておる問題の一つだと思つております。御存じのように、林業基本法の趣旨に沿ひましてわれわれは林業生産の増大を期しますとともに、林業従事者の所得を増大していくことを考へなければならぬ、そのようにいたしまして、労働力の充実をはかつてまいらなければならぬと思つております。

労働力をつなぎとめまふにはその経済的、社会的な地位の向上、安定に資するようにならなければならぬわけでありまふが、同時にまた林業生産の基盤の整備、林業構造の改善、さういふようなことについてしっかりと予算的措置また行政的措置をいたすことによつて、わが国の林業をさらに国民の期待し得るようなものにつけていかなければならぬ。さういふことが私どもの努力目標でございまして。

○角屋委員 外材の輸入の増大は、いままでの資料にも明らかになつて、四十二年の三八・六％、四十三年の四六・七％、四十四年度の推定になりまふが四九・八％、おそらく本年の四十五年度は五一・七％と半數をこえるだろう、さういふふうに推定が本年度の場合もされるわけでありまふ。一体この傾向を、今後外材の輸入が全体の需要量の中で減少していくといふめどは、ここの当分の間に何年ごろからになると判断されますか。

○松本(守)政府委員 四十一年に策定されました「森林資源に関する基本計画」及び「長期の見通し」それによりますと、外材がだんだん減つてまいります。それが、一番ピークが昭和六十年になつております。それ以降はだんだん国産材が主役を占めていくだろう。昭和九十年にはおおむね九〇％の自給率を得られるであろう。ただし、これは造林、林道その他の施策が計画どおり行なわれた場合という条件がついております。

○角屋委員 長期見通しで昭和九十年に九〇％の自給達成ということ、私もさういふことは承知しておりますけれども、最近の傾向からすると、林業政策によつて本腰を入れまふと、なかなか外材の輸入増大傾向を歯どめをし、これを減少させることは困難ではないか。深く触れることはできませんけれども、その点についてはやはり本腰を入れてもらなければならぬ時点に来ておるといふふうな考へまふ。

法案の中身について、やはり党の責任は私一人です。立場上二、三点お尋ねをしておきたいと思ひます。

「生産事業者の登録」というのを今回新しく取り上げられ、配布事業者については届け出制をとる。しかも生産事業者については登録というものは、一日六時間程度の講習会を受ければ、それでもって登録の一つの条件を与える。さういふことで登録の条件を講習会の付与ということにしておるわけでありまふが、生産事業者と配布事業者を登録と届け出に分けられた理由あるいはまたさう一つついでに時間の関係もありまふからお伺ひをしておきたいのであります。御承知の、今回新しく農林大臣の指定によりますところの特別母樹あるいは特別母樹林を指定できることになつておるわけでありまふが、特別母樹林については伐採の制限ということが加えられておきまして、したがつてこれについては損失補償をやるのが法律上明定されておるわけでありまふ。半面、都道府県知事が農林省令の基準に基づいて指定することになります。普通母樹、普通母樹林あるいは普通母樹、普通母樹林につきましては、これはとにかく伐採については届け出をすればよろしいといふふうな形で、いわゆる農林大臣指定のものとは都道府県知事の指定のものについては、それぞれの内容について差をつけられておるわけでありまふが、登録問題にいたしましては伐採制限等含む問題にいたしまして、さういふ段階を設けられた前提に立つて、なおかつこれから不良苗種を排除しながら優良苗種によつて造林の実績をあげていくということに万遺憾のない体制が確立できるのかどうか。さういふ点について、ひとつ御見解を承つておきたいと思ひます。

○松本(守)政府委員 お答えいたします。特別母樹林を禁伐の原則にいたしております。これは原々種々な、しかも各県を超越したところの優良な種樹を得るのからさういふふうないたして、これは農林大臣指定にいたしております。これに對しましては、立木価格を根拠にいたしまして、通常生じ得べき損失を補償するといふたてまふ。

それからもう一つの普通母樹林のほうには禁伐に

もしておりませんし、補償の制度も設けておりません。といひますのは、わが国にいま一応母樹林として種のとれるような林分は各所にあるわけであり、これは森林計画によりまして計画的な伐採をしながら、その伐採をしないでとつてあるものについての母樹林指定をしまして、伐採が行なわれるとそれとそれを追加補充をしていくというたてまえから、禁伐にしております。

それからもう一つの、生産者の登録と配布業者の届け出制の差別でございますが、生産者の登録をいたしまして厳重な規制をすることによって、配布業者のほうに登録をするまでもなく、一応届け出制で十分な指導監督ができるのではないかと、このように観念に立ちまして、その差別をつけた次第でございます。

○角屋委員 最後に二点だけ、大臣にお伺いをして質問を終わりたいと思ひます。

一つは、本法の制定に伴います関連の予算の問題であります。先ほど若干触れられておりましたけれども、すべり出しとしてはきわめて僅少であります。これはやはり今後林業種苗法に基づいて、造林の前提としての優良な種苗の確保といふ点から全国的な体制を整備するためには、一億四千五百万円、本年度当初予算の程度ではきわめて不十分であつて、今後これを積極的に増額されなければならぬという問題が一つございます。

それから、先ほどちよつと触れられておりました、参議院の段階でも真剣な議論が行なわれましたが、造林の補助の問題については、これは実単価との間に相当な格差がある。こまかい数字は申し上げませんが、格差があつて、これは関係者からも非常に強く、実勢にそのまま合致させるということがいわれているわけですが、最近の拡大造林はまあまあといたしまして、再造林の非常に低迷状況、造林をどんどん積極的にやつていかなければならぬという状況からみて、これらの問題についても、やはり予算の増額その他について積極的な努力が必要だと思ひます。こういう

問題について、大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○倉石国務大臣 四十五年度予算の編成にあたりまして、私も、私どもは造林、林道に特段の力を入れましたが、お話しのとおりございまして、私も、私どもは将来ともこの関係の予算の獲得には全力をあげて尽くさなければいけないと思つております。

○角屋委員 同僚の時間の関係もございまして、で、協力いたしまして、これで質問を終わります。

○草野委員長 他に質疑の申し出もありませんので、両案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

○草野委員長 これより両案を討論に付するのであります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず、肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○草野委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、林業種苗法案について採決いたします。

本案を可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○草野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○草野委員長 この際、本案に対し、芳賀貴君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨説明を求めます。芳賀貴君。

○芳賀委員 私は、ただいま議決されました林業

種苗法案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表して、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず案文を朗読いたします。

林業種苗法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、特に左記事項に留意して運用の万全を期すべきである。

記

一、最近の苗圃面積の減少傾向にかんがみ、苗圃経営の安定を図るようこれが育成助長の方途を講ずること。

二、林業種苗の需給の安定を図るため、需給調整の体制を強化するとともに苗木価格の安定に努めること。

三、木材需要増大の動向にかんがみ、当面木材輸入の適正円滑化に努めるとともに、国産材供給の施策を一層強化するため、林道その他林業の生産基盤の整備を促進し、特に民有林造林事業を推進するため造林体制の整備充実につき検討すること。

四、農村における優秀な林業労働力の維持確保をはかるため、各種社会保険制度の適用等がうけられるよう雇用の安定、労働条件の改善等について必要な措置を講ずること。

五、林木の幼令結実及び凍害の対策について、検討すること。

右決議すること。

以上であります。

その趣旨につきましましては、本日の質疑の過程においてすでに明らかにされておりますので、省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○草野委員長 以上で趣旨説明は終わりました。本動議に対し、別に御発言もありませんので、直ちに採決いたします。

芳賀貴君外三名提出の動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○草野委員長 起立総員。よつて、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。

○倉石国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その御趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。

○草野委員長 なお、ただいま議決いたしました両案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○草野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○草野委員長 この際、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、昨日来、理事会におきまして御協議願つていたのでありますが、先刻の理事会におきまして協議がととのい、お手元に配付いたしておりましたおりの起草案を作成した次第でございます。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「三十一日まで」の下に「及び農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)の施行の日から昭和

四十五年法律第 号)の施行の日から昭和

四十七年三月三十一日まで」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

農業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の樹立及び認定に関する措置等をさらに一定期間実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に伴い、農業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減免額は、今後の合併の推移によるが、過去の実績をもとに推計すると一合併組合当たりの減免額は約百三十万円である。

○草野委員長 その内容につきまして便宜委員長から御説明申し上げます。

御承知のように、農業協同組合合併助成法に基づく合併経営計画の提出期限は、昭和四十四年三月三十一日までとなっておりますが、今後合併によってその体制を強化する必要があるものがなお相当数見込まれるのであります。このような事情にかんがみ、適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる農業協同組合を広範に育成して、農民の協同組合の健全な発展に資するため、農業協同組合の合併を促進する必要性はなお存続しているもので、今後とも農業協同組合の合併を促進するため、農業協同組合合併助成法の規定の例により、昭和四十七年三月三十一日までに合併経営計画を都道府県知事に提出し、その計画が適当である旨の認定を受けることができることとしようとするものであります。

以上であります。なお詳細な内容等につきましては、お手元の案文により御承知願いたいと存じます。

本起草案について、別に御発言もないようであ

りますので、この際、本案について、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣に対し、意見を述べた機会を与えます。倉石農林大臣。

○倉石國務大臣 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案につきましては、政府としてはやむを得ないものと考えます。

○草野委員長 おはかりいたします。

お手元に配付いたしております農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案の草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案といたしたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○草野委員長 起立多数。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました本案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、明十三日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十一分散会

昭和四十五年五月三十日印刷

昭和四十五年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局